

農林年金制度の改正促進に関する陳情書（宇都宮市堀田町五百二十九番地栃木県畜産会長坪山徳弥）（第四四九号）
米麦混食施策確立に関する陳情書（東京都新宿区戸山町一番地民族強健と食糧に関する協議会山中静雄外四名）（第四五〇号）
早場米奨励措置に関する陳情書（富山市新総曲輪二丁目五番地富山県農業協同組合中央会長森丘正唯）（第四五一号）
土地基盤整備等に伴う電柱等の移転に関する陳情書（福島市中町七番十七号福島県農業会議會長水野谷友次郎）（第四五二号）
種豚登録事業の助成措置に関する陳情書（東京都千代田区神田旭町八番地日本種豚登録協會長三宅三郎）（第三八三三号）
酪農振興関係法案の成立促進に関する陳情書外一件（全国酪農經營安定対策連絡協議會長長野県議會議長風間和夫外一名）（第三八六六号）
広域農業構造改善の推進対策等に関する陳情書（鹿児島市山下町六番地鹿児島県農業會議會長田中茂穂）（第三八七号）
生牛乳及び乳製品の新価格対策に関する陳情書（香川県農會議長大久保雅彦）（第三八八号）
国内産牛乳による学校給食実施に関する陳情書（栃木県農會議長佐藤昌次）（第三八九号）
早場米時期別格差金制度存続に関する陳情書外三件（福井県農會議長山本平外三名）（第三九〇号）
森林災害対策に関する陳情書（東京都千代田区永田町一丁目十四番地日本林業協會長周東英雄）（第三九一号）
同月十四日
国有林野の解放に関する陳情書（長崎市江戸町二番十三号九州各県農業會議代表長崎県農業會議會長前田信義）（第五〇二号）
食料品総合小売市場管理法案に関する陳情書（東京都農會議長長崎縣安之助）（第五〇三三号）
日韓会谈妥結に伴う漁業善後措置に関する陳情書（中国五県農會議長會議代表長島取農會議

議長島田安夫）（第四七七号）
砂糖の価格安定等に関する法律案の成立促進に関する陳情書外一件（全国都県農會議甘しよ対策協議會會長宮崎縣農會議議長坂元親男外一名）（第四九七号）
砂糖の価格安定等に関する法律案反対に関する陳情書（東京都台東区蔵前四丁目三十番七号全国食品加工団体協議會會長三堀参郎）（第四九八号）
農地管理事業団法の成立促進に関する陳情書（長崎市江戸町二番十三号九州各県農業會議代表長崎縣農會議會長前田信義）（第四九九号）
家畜保健衛生所の整備に関する陳情書（中国五県農會議長會議代表長島取農會議議長島田安夫）（第五〇〇号）
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案の成立促進に関する陳情書（長崎市江戸町二番十三号九州各県農業會議代表長崎縣農會議會長前田信義）（第五〇一号）
は本委員会に参考送付された。

本日開議に付した案件
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案（内閣提出第二二五号）
牛乳法案（芳賀貢君外十一名提出、衆法第一七号）
砂糖の価格安定等に関する法律案（内閣提出第一三二号）
沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三二号）
甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案（芳賀貢君外三十二名提出、衆法第二七号）
沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案（芳賀貢君外三十二名提出、衆法第二八号）
○坂田委員長代理 これより會議を開きます。
本日は委員長所用のため、委員長の名指により、私が委員長の職務を行ないます。
内閣提出、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案、芳賀貢君外十一名提出、牛乳法案、内閣提出、砂糖の価格安定等に関する法律案、沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案、芳賀貢君外三十二名提出、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案及び沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案、以上各案を一括して議題といたします。
質疑の申し出がありますので、これを許します。兒玉末男君。
○兒玉委員 最初に、農林大臣にお伺いしたいのでありますが、今回の政府が出された糖價安定法につきましては、その前提としてお伺いしたいことは、去る三十八年の八月に突如として行なわれた砂糖の自由化が、その後、國際糖價の下落によりまして、特に昨年から今年にかけて、非常に相場場の低落、特に国内甘味資源の農作物等に直接的な影響を受けたわけであります。このことは、西歐各國の例を見るまでもなく、特にイタリア等におきましては、十年間そこそこ国内におけるてん菜糖の自給度というものを非常に高めて、それから初めてこのような自由化政策に踏み切ったという例等もあるわけでありまして、この点は、政府の自由化に対する時期が非常に早かったということ、もう一つは、国内の甘味資源等の自給度を高める政策が十分でないうちにこの自由化が行なわれたことは、明らかに政策の誤りではなかったか。こういうような背景から、さらに今回開議的統制的な意味を持つ事業団方式を打ち出したことは、明らかに粗糖の自由化に対する重大な失敗ではなかったかと存じます。これらの糖價安定法提案に至る政府としての御見解を承りたいと思います。

○赤城國務大臣 三十八年の八月に砂糖の自由化を行ないましたその理由は、申し上げるまでもなく、國際的に開放經濟体制に入っておりますので、國際的な約束をだんだん実行に移していく、守っていくということから出たのでありますが、非常に適期であった。砂糖が非常に暴騰しておった、こういう暴騰時でありましたので、こういうときに自由化をして價格の安定を期しようという意味におきましては、私は適当な時期であったと思います。
しかし、その後、國際糖價の情勢が非常に変動いたしました、今度は思いがけない暴落というような状況に入つたのでございます。そういう点から見ますと、あの自由化は非常に無理だったのじゃないか、こういうような御批判が一つあると思いますが、價格の点におきましては暴騰を押えた、こういう点において、私は適当であったと思ひます。
もう一つは、その国内のビートその他甘味資源に対する影響がまずあったじゃないか、いまの御指摘のように、自給度を高める政策を行なつてから、それからやるべきじゃないか、こういうような御批判でございます。実はその当時、甘味資源特別措置法を国会に提出いたしました、国会の審議がまだ終わっておりませんで、継続審議になつておつた。しかし、国内の甘味資源に影響がないというように、法律も通る見通しであった。そういうことで、必ずこの法律を通して、そして国内の甘味資源に悪影響のないように、こういう措置をとつて、あの自由化をいたしましたのでございまして、その当時といたしましては、私は適当であつたと思ひます。しかしながら、いまお話しのように、その後、國際糖價が暴落した。したがって、国内の甘味資源の價格支持につきましても、全量買い上げをしなればならぬ。全量買い上げをいたしましたも、なかなかこの支持ができません、こういうような情勢になつてきましたので、このたびの法律案を出すことにいたしましたのであります。しかれば、もっと自給度を増してからやたらいいじゃないか、これはなかなか困難でございます。價格政策だけではできません。生産

え、あまりに下落する場合にも、これを安定価格に引き上げて、そして安定価格の上下限の中間におきまして安定させる、このほうがやはり長期的に見ますならば一般消費者に對していいのじゃないかというふうな考へるわけでありまして、ことに国内甘味資源の生産者にとりましては、この法律によりまして相当の生産を刺激して、生産を安定させるというふうな効果もあつたので、こういう方策をとるのが目下適當であらう、こういうふうな考へるわけでありまして。

○兎玉委員 この点を長官にお聞きしたいのですが、今後における糖価安定策の中において、特に国内産糖の合理化目標価格をいづゆる上限、下限の中に置くことがいわれておるわけですが、いまいきつけれども、先ほど大臣の答弁がございまして、現在大体卸売り市場価格が九十円から九十五円というふうな、非常に極端に低下している状況にありますが、大体この事業団方式の中において上限、下限の安定価格帯に置く場合、今後の糖価安定のめどといひますか、水準というものをどの程度に置いていこうかと考へておられるのか、この点明らかにしていただきたい。

○齋藤(誠)政府委員 この法案の考へにおきましては、安定上限価格及び安定下限価格につきましては、粗糖の国際価格の通常の変動の上限及び下限を基準としてきめたいというふうな考へておるわけでありまして、そこで、その基調となるべきものは、国際価格の動向を基準といたしまして、そしてその上下の変動の幅というものを考へてまいりたいという考へ方に立つております。国際価格の今後の推移がどのようになるかということにつきましては、なかなか予測しづらいところでありまして、かりに過去の十年なり十五年の推移をとつてみますと、大体平均四セント前後になつておるわけでございます。したがって、こういう国際価格の過去の動向、それから最近、国際価格の協定につきましても、いろいろと検討されておるわけでございます。御承知のように、国際砂糖協定におきましては、最低価格、最高価格

というものを設けております。この最低価格、最高価格につきましても、またいろいろと国際間におきまして論議されておるわけで、これらの価格も相当現状においては引き上げるべきではないかというふうな意見が出ておるわけでございます。そこで、この安定上限価格なり安定下限価格につきましては、いづれそういう方面の専門家の意見を聞いてきめたいというふうな考へておるわけでございますが、いまお話しした合理化目標価格、この安定上限価格と下限価格の中間においてきめるといふのが、この法律の趣旨としていふところでございます。そこで、できればこの合理化目標価格につきましては、将来の生産の見通しなり、今後の合理化目標なり、それからいま申し上げました安定上限価格、下限価格の中に取入れられる国際価格の動向等も考慮して、きめたいというふうな考へ方を持つておるわけでございます。そこで、本委員会におきましても、かりに計算として御説明申し上げたわけでございますが、四十三年度における生産の目標を、いま農林大臣から申し上げたような目標を前提に置きまして、今後の四十三年度における工場の原料集荷量を考へてみますと、大体十七万トンないし十八万トンになろう。そういうことになりまして、おおむね百二十円前後というふうな数字も一応試算としては持つておるわけでございます。これがいまの安定上限価格なり下限価格なり、それから国際価格の動向なり、これらの関係につきまして、専門家の意見を聞きましてきめられるものと思ひますが、試算として先般御説明申し上げたのは、いま申し上げたようなことを申ししたわけでありまして。

○兎玉委員 私たちが心配しておるのは、いま長官の御答弁のような状況に比べれば非常にいいわけでございますが、私の手元にある資料によりますと、一九六四年から六五年の世界の大体の砂糖の需給計画予想によりますと、生産量が六千八百八十八万トン、消費量が五千七百九十三万トンで、年度における在庫は、昨年の三百九十万トンに比較して、一千三百三十二万トンと、こういうふうな

非常に在庫量がふえている。そのために、非常に相場の下落を来しているということと、もう一つは、粗糖の生産国である中南米諸国、それからキューバ、フィリピン、台湾、フランス、ソ連と、こういうところ等が、非常に糖業等々の生産に力をかけておる。同時にまた、後進国においては、外貨不足のために輸出することに非常に努力をしてゐる。こういうふうな国際的な情勢から判断いたしますと、今日のような場合、国際糖価が過去における水準まで達することが非常に困難な状況が私は予想されるのではないかと考へておる。これは国内のこの糖価安定水準をきめる上において、きわめて重要なポイントになるのではないかと私は存じます。こういうふうな国際的な砂糖の今後の見通しについてどういふうな判断をされておられるのか、きわめて重大な問題であらうと存じますので、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 国際価格の動向、その背景となる今後の世界の砂糖の需給事情というふうなことにつきましては、今後における予測はなかなか困難なことではございますが、本年度における状況から見ますと、確かに昨年よりも生産量が相当伸びておる状況でありまして、これが先般御説明の需給の緩和というふうなことになるというふうな思われるわけでございます。しかしながら、御承知のように、砂糖の国際市場におきまして、一つの特異な現象といたしましては、全体の輸入数量の中の約半分を占めるものは、それぞれ植民地なりあるいは特定の取引国から特惠市場としての形をとつておるわけで、特惠的な取引価格で形成されております。これらの特惠取引価格は、自由市場価格よりもはるかに高い、倍以上の取引価格になつておるわけでございます。そこで、自由市場における価格変動というものが、勢ひ時の生産の事情なり需給の事情によりまして、大きく変動しておるというのが現状の姿でございます。したがって、需要が何らかの形におきましてふえる、あるいは天候なり気象条件に變動があります

と、一昨年のごとく急に上がつてくる、こういう特異な性格を持つておるものが砂糖の市場の実態でございます。そこで、今後におきましては、多岐にわたる、それから過去の推移から見ますと、多くは後進国の産品であります関係上、生産の事情につきましても非常に變動が激しい、こういう事情になつております。あるいは社会的ないろいろのいまままでの變動によりまして、糖価が著しく變動してきたという経緯もあるわけでございます。そういうふうなことで、今後における砂糖の變動の予測は、過去における同じように、われわれとしては、變動するのがむしろ砂糖の特異な性格である、こういうふうなふうに考へておくべきではないだらうかというふうな思ふわけでございます。

さらに、先ほど申し上げましたけれども、現在の砂糖の国際価格は、ポンド当たり二・五〇セントというふうな非常に低落をいたしておる。これが後進国における生産費をはたして償つてゐるかといふことになりまして、どうもわれわれの調べたところでは、いづれも生産費を償つていないのではないだらうかというふうな感ぜられるわけでございます。それゆゑに、また逆に、特惠取引価格が五セント、六セントというふうな形で取引されるという事態に相なつております。そこで、先ほど申し上げましたように、現在国際砂糖協定におきましては、最低価格が三・二五セント以上三・四五セント以下という価格になつておりますが、これをもう少し引き上げるべきである、四セント以上に引き上げるべきであるというふうな意見が出てきておるものも、そのような事情を背景にしておるというふうな考へるわけでございます。そこで、現在の水準あるいは砂糖の特異な市場の実態から見まして、今日の状況は著しくやはり低落した事態であつて、變動もするであらう、また、水準としてこれが続くというふうには絶対予測できないのではないかと、こう思つておるわけでございます。

○兎玉委員 ただいま長官の説明を聞きまして、なおさら、やはり自由市場を対象とする取引であ

りますので、相当私は国内甘味資源の自給度を高めていくということが非常に大事ではなからうかと考えるわけでありまして、ということは、昭和三十九年度の大体の生産の見通しとして、てん菜糖、甘蔗糖、ブドウ糖、沖繩産甘蔗糖、合わせて六十二万六千トン、ところが、国内の需要量は大体百七十九万トンというものが予想されます。實際国内甘味資源に依存する割合というものはわずかに三五%にすぎない。結局百二、三十万トン程度を輸入に依存しなければできないという状況であります。やはりこの点も、こういうふうな国内産糖の生産量というものをもう少し高めていく積極的な努力をしなければ、せっかくのこの事業団方式による糖価の安定を期することも非常に困難ではなからうかと考えるわけですが、過去における国内産糖の増産計画がなかなか進捗をしておらない、こういうふうな点について、長官としては今後どういうふうなこれを積極的に推し進めていくかと考えておられるのか、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 提案理由におきましても申し述べたところでありまして、国内における甘味資源につきましても、甘蔗糖のようなものにつきましても、むしろ非常に当初から比べますと伸びてきたのではないかと、てん菜につきましても、最近におきましては着実な伸びを一応示しておるといふふうに考えられるわけでございます。ところが、それ以上に実は需要量が非常に伸びてきたといふようなことが、結果におきましては自給率を約三割程度にいたしておる、こういう状況であるかといふふうに考えます。甘味資源作物につきましては、やはり適地適作といふふうなことを中心として考えないと、なかなか急速な進展はむずかしいといふふうに思ふのでございますが、それを通じて、先ほど大臣からお話がありましたように、やはり自給度の向上をはかっていくという方向で考えていくのが当然であります。そこで、甘味資源特別措置法によりまして、生産振興措置につきましては従来どおり進めていくというこ

とになっておりますが、何しろやはり原料農産物でありますから、生産の価格がどのように推移するか、この変動が激しければ、やはり生産について影響を無視し得ないものがあると考えるのでございまして。そこで、糖価の安定とそれに応ずる価格支持制度の強化ということと相持ちまして、生産の振興が今後進むであろうということを大いに期待いたしておるわけでございます。

○児玉委員 それからこの法案の第三条の三項に、「一定期間における甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の製造事業の合理化の目標並びに粗糖の国際価格の動向を考慮して定める国内産糖の目標生産量を基準とし、云々とありまして、四項で、「目標生産量は、五年をこえない範囲内で政令で定める期間ごとに定めるものとする」とありますが、これは大体どういうことを意味しているのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 先ほど申し上げましたように、四十三年における一応の生産の見通しを農林省としては計画を立てたわけでございまして。そこで、生産費を計算いたします場合におきましては、甘味資源作物の生産の見通しに基づいて立てるべきはもちろんでございまして、一応四十三年度を目安に、そこにおける生産量の見通しを前提に置きまして、一工場当たりの操業度あるいは処理量等も考えまして、目標の生産費を立てたいという考え方をとっておるわけでございまして。

そこで、五年のこのような目標生産費は、五カ年計画といひますか、一定の期間ごとに生産の目標を立てて、目標の生産費をつくるべきであらう、こういう考え方に立ちまして、「五年をこえない範囲内で政令で定める期間ごとに」といふように法案では規定いたしておるわけでございまして。さしあたりの考えをいたしましては、四十三年の生産の見通しに基づきまして目標生産費といふものをきめたい、こういうふうな考え方をとっておるわけでございます。

○児玉委員 まだ詳細にお聞きしたいのですが、重要な点だけをそれとひとつお聞きしたいと思ひますが、次に、この法案全体を通じて私が非常に感じますことは、一応卸売りの標準価格というものがある、この構想の中にかくみ取れまいけれども、消費者に対するいわゆる糖価安定措置といひますか、消費者価格に対するチェックといふものが、全然考慮されてないように受け取れるわけですが、この点ひとつ大臣にお伺いしたいと思ひます。先ほどの説明で十分に聞き取れない点もございしたので、せっかくの機会でございますから、消費者に対するところの安定措置といひますか、こういう点について、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○赤城(國務)大臣 先ほど申し上げましたが、この法案におきましては、国際糖価が著しく変動する。それに対処しまして、国内甘味資源の生産費、消費者と各般に及ぶ悪影響を防止するため、糖価を適正な水準に安定させたい、すなわち、安定上限価格と安定下限価格の幅の中に標準化しようとするものであります。現状におきましては、先ほど申し上げましたように、国際糖価が下落しても、流通過程に吸収されて、直接消費者に利益しないところが少なくない。高騰時においては消費者価格にこれが含まれて盛り上げてくるので、消費者に大きな影響がある。こういうことであるから、この法案によりますならば、上がったときにはそれを下げる、こういうことになつて持っていくようにしたいのでございまして。現在におきましては、下がったときには消費者が利益していないので、むしろ、平準化のところで、少しは上がったのも安定したほうがよろしいというものが、私たちが消費者の立場であらうか、こう考えております。でありますので、やはりこれはひとつ相当運用によるしきを得ないといひたいと思ひますが、糖価が安定した効果が末端の消費者にまで均てんするよう指導していく政策を行なっていく、こういうことが必要であらうと思ひます。で、消費者に不当の負担とか不利益を及ぼさないように配慮をしていくということが必要であらうと思ひま

す。幾分これは影響なきにしろあらずでございまして、むしろ安定の利益のほうがよろしいのじゃないかと、こういうふうな考えて、こういう方策をとらう、こういうふうな考えた次第でございまして。

○児玉委員 いまの大臣の答弁で十分でありますけれども、少なくとも私は、この法律の内容からいへばそういう明確な点がなくもないので、御質問したわけでありまして、せっかくの糖価安定法でございまして、この点は、特に消費者不在だといふような世論の批判にも十分こたえただけの行政面における十分な指導をしていただきたいといふことを要望します。

次に、やはり私たち消費大衆が念願するところは、ものすごく上がった下がりというよりも、むしろ安定した価格でわれわれが砂糖を買うことができるということがきわめて大事だと思ひますが、特に先ほどの説明にありましたとおり、製糖業者等のいわゆるコスト割れの過当競争といふことも、十分これは配慮しなければいけないと思ひますが、このような過当競争を防止することに対して、政府としては今後どのような糖価安定法を講ずる上において、これは特にこの糖価安定法を講ずる上において、この事業を進めていく上において、きわめて重要なポイントではなからうかと思ひますが、このような過当競争の防止に対する御所見を承りたいと思ひます。

○赤城(國務)大臣 精製糖の価格が非常に安い、安定下限価格に見合う価格を下回っている、こういうことがあつて、精製糖業者も非常に困難な立場にある場合もあると思ひます。そういう場合には、この法律にも規定しておりますように、精製糖の製造数量とか販売数量等に関する共同行為を指示することといたしておりますけれども、これも安定下限価格を維持する公共目的のためでありまして、企業を保護するといふ意味ではございませぬが、下限価格に見合う価格以下に砂糖の価格が下回つておるといふ場合には、共同行為を指

示したい、こう考えております。

○児玉委員 私がこの法案で特に懸念しますことは、せっかく政府の思いやりのある糖価安定法なるもので、この事業団の経営を通じて、先ほど長官の御答弁にもありましたとおり、特にこの国際糖価の変動が激しい、こういうふうな客観情勢の中であって、しかも国内需要の大体六割以上を輸入糖にまつ現況から推して、特に事業団の財政的な負担といえますか、財政上の問題について、私は、相当国際糖価の変動によって一つの重大なピンチに立たされるのが予想されるのじやないかと思うのですが、こういう事業団の運営にあたって、特に財政負担の面においては確たる見通しがあるのかどうか、これらの点についてひとつ御見解を承りたいと思います。

○齋藤(誠)政府委員 この法案におきます財政を事業団で考えます場合には、二つの資金が必要になってくるわけでございます。一つは、国際糖価が非常に高くなりまして、安定上限価格を越えるというふうな事態が生じた場合におきましては、事業団は高い国際糖価で買い入れまして、そうして安定上限価格で売り渡すというようにいたしておるわけでございます。したがって、これに必要な差額の財源というものを事業団として用意する必要があります。これをこの法律案におきましては安定資金というふうにしておりまして、この安定資金は、逆に国際糖価が安定下限価格を下回っているような事態におきましては、下回った価格で事業団が買い入れて、安定下限価格以上で売り渡すことによりまして、そこに価格差益が生ずる。これを積み立てておきまして、いま申し上げましたような安定資金として、上限価格をこえる場合に対処する、こういう措置をとっておるわけでございます。安定上限価格、下限価格につきましては、先ほど法案の趣旨のところでも申し上げましたように、国際糖価の通常の変動幅を考慮して、上限、下限を考えるわけでありますから、長期的には下限の差益で上限のところの支出はまかなえる、こういうことに相なるわけで

ございます。現状におきましては、下限価格の差益でまかなうことはできると考えておりますけれども、かりにそれが異常な事態によりまして、国際糖価が高まるというふうなことで、この安定資金ではまかなえないような事態が生じた場合におきましては、関税率の引き下げによって財政不足を補てんし得る、こういうたてまえをとることにはいたしておりますので、いま申し上げた安定資金の財源などにつきましては、そういう操作によって心配はないというふうな考えでおります。

いま一つの財源は、国内糖の支持に要する財源の關係であります。これは輸入糖と国内産糖との一定の比率に基づきまして、輸入糖を事業団が買い入れます場合におきまして、価格差益をそこで取って価格を調整することにはいたしておりますので、いま申し上げた支持価格に要する財源といたしましては、一応まかなえることにはいたしております。つけ加えて申し上げますならば、国内産糖を事業団が買い入れますところのコスト価格、合理化目標価格まではつきり政府が交付金として出すということにいたしております。目標価格以下に下がった場合における負担分だけをいま申し上げたような価格調整によって補充する、こういう措置をとることにはいたしております。現在よりもその点ははつきりしてくる、こういうふうな考えでおります。

○児玉委員 一応それは長官の見通しと判断であります。やはり仮定の問題でありますけれども、事業団の財政面においてどうしても不足金を生じた場合、結局買い入れの数量等を規制しなければいけないという事態も、全然これは考慮しなくないというわけにはいかないと思うのですが、買い入れ数量等の規制を行なうという心配はないのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○齋藤(誠)政府委員 今回の法案におきましては、一応従来のたてまえを変えまして、法律の十

九条におきまして、製造する国内産糖の売り渡しに申し込みをすることができれば、それに応じて事業団は原則として買い入れるというたてまえをとっております。申し込みに応じ得ない場合は、二項において書いておりますように、時期的に殺到して事業団に売り渡しの申し込みが行なわれるとか、しかもそれが価格の判断、その当時の市況の判断に基づいて、殺到して事業団に売り渡しの申し込みが行なわれるとかいうような場合に、時期的な数量の規制を行なうということにはございませうけれども、あるいはまた年度にまたがって、ある一年度に殺到して売り渡しの申し込みが行なわれるというような場合における数量の調節はございませうけれども、原則としては、全量を事業団は申し込みに応じて買い入れる、こういうことにいたしたいというのが、今回の法案の特色であり、また、そのようなふうなひとつ配慮して運用してまいりたいと思っております。

○児玉委員 やはりこれは価格に関する問題ですけれども、第七条の中で、平均輸入価格という項がありますが、これによって、いわゆる事業団として非常に問題になる点は、不当に上限価格をこえる場合が予想されるわけでございますが、その場合においても、関税操作等によってある程度の操作はできたとしても、これが無制限に操作のできるものではない、こういうように判断するわけですが、その場合における輸入粗糖の買い入れ限度額というものを一定の目安として考えるべきだと思ふのですが、その上限価格をこえた場合における買い入れ限度額については、どういふふうなお考えをお持ちなのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思ふます。

○齋藤(誠)政府委員 第六条の、事業団が予算において定める限度額につきましては、単に過去の蓄積があったから、その限度で予算をきめるといふような考え方は持っておりません。その当時におきましては、大体の安定が維持できるような予算額というものをやはりきめていく必要がある。先ほど申し上げましたように、長期的には、これは

上限の部分と下限の部分と、こちらで取ったものこちらで支出するものと必ず見合うことになるわけでありますけれども、短期的には必ずしもそういうことは保証されないわけであります。しかし、さればといって、これは事業団に予算が余った限度でやるといふようなことにも必ずしも考えておりません。ある程度の年間の輸入の状況なりあるいは価格の動向なりもわかりますので、それらともならみ合わせて、予算のときに十分配慮して限度額をきめたい。これは農林大臣が認可することになっておりますので、そういう配慮のもとに限度額をきめてまいりたい、こう思っております。

○児玉委員 いまの長官の答弁、少しばく然として、つかみ得ないのでございしますが、やはり買い入れの限度額はこういうふうな形において算定するか、その方針というものを明確にしたいだけではないと、なかなかいまの答弁では納得できないわけでありまして、そういうふうな限度額の算定というものは、どういふふうな方針できめるのか、こういうことについて、いま少し説明をいただきたいと思ふます。

○齋藤(誠)政府委員 安定上限価格をこえて輸入の糖価が上がってくる、その際に、事業団として高い国際糖価で買い入れて、安定上限価格で売り渡すわけであります。その差額分だけは事業団が支払いをするということになるわけであります。したがって、原則的には、安いときに事業団が買い上げて、そうしてそこで得た差益の積み立て金から予算の限度額をきめて、そして支払いに充てる、こういうことになるわけであります。私が申し上げましたのは、過去において積み立てた安定資金額というだけではない、その一年間におきまして安定資金の蓄積の可能な状況も見まして、そして限度額というものをきめたい。それは予算においてきめるわけでございしますから、農林大臣がその点を認可するにあたりましては、過去の蓄積と、それから当該年度におきましては、過去の可能性、こういうものを判断いたしまして、限度

額をきめるといふことにいたしていききたい。それをこえるような事態におきましては、これは関税定率法の改正で対処するという考えであるわけでございます。

○児玉委員 今度は逆に共同行為のところでありますけれども、糖価が非常に下落した場合に、いわゆる専門的な用語でいうところの製造数量または販売数量等の溶糖規制ということばが使われておりますが、このような共同行為を行なうことが独禁法の適用除外として規定されておるわけでございますけれども、この運用を誤りますと、非常に問題の大きい事項ではなからうかと思うのですが、この規定を設けた理由と、さらにまたこの共同行為を行なう場合の指示する基準等については、どういふふうな配慮をされておるのか、ことさらにこの規定をどうしても設ける必要があったのかどうか、この点非常に業界においても重大な問題じやなからうかと考えますので、ひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 この規定を設けた趣旨について申し上げますと、一応事業団が価格調整をいたします結果、粗糖に一定の価格差を徴収し、あるいは価格差を減ずることによつて、それに見合う国内糖価が形成されるということになるわけでございますが、しかし、これは単なる価格調整として行なつておるわけでございます。したがって、この法案の施行にあたりましては、輸入量自身については何ら規制をいたしておらないわけでございます。また、企業間の競争自身についても、何ら制限するものではないわけでございます。したがつて、いま申し上げたような価格調整の手段によりまして、その見合いの国内糖価といふものが一応実現されることになるわけでございますが、現実には、いま申し上げたような理由によつて、その見合いの価格以下に下がり得るといふ場合も多々想像されるわけでございます。現在のように、国際糖価自身からいへば相当乖離して、国内糖価が低落しているという現実もあるわけでございます。そこで、安定下限価格自身を維持するといふことは、同時に糖価の平準化の一つの公共的な目的でもありますので、そういう意味から、安定下限価格を下らないような措置としまして、この規定を設けることにいたしましたわけでございます。しかし、この共同行為自身につきましても、通常の不況カルテルの要件とは条件をさらに厳格にいたしておりまして、企業の自主的な不況カルテル行為等とは性質が異なりますから、さらに要件を厳重にいたしておるわけでございます。したがつて、農林大臣が指示するにあたりましても、当然公取と協議する、また、その公正取引委員会としましては、いつでもこれに対して変更なり取り消しなりについての請求ができるというようになつておるわけでございます。したがつて、いまお話になりました共同行為への指示の基準につきましても、いまの目的を達成するための最小限度のものにすべきであることは当然でありますので、期間なりあるいはその内容等につきまして基準を定めまして、そして共同行為の指示をするということにいたしたいと考えております。法律の第十四条におきましても、共同行為についての内容等につきましても、必要最小限度のものであり、また一般消費者にも、関連事業者に対しても、その利益を不当に害するおそれがないことであるとか、不当に差別的でないこととか、いろいろな条件をつけておるわけでございます。

○児玉委員 次に、「国内産糖の事業団への売渡し」の十九条の一番末尾の項で、原則としては全量買い入れによつて買い入れることになっておりますが、「農林省令で定める理由があるときを除き、その申込みに応じて、当該国内産糖を買い入れるものとする。農林省令に定める以外は全量買いになるわけでありまして、農林省令で定める理由があるとき」とは、一体具体的にどういふことをさしておるのか、この点明らかにしていただきたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 考えられる一つの事例といふしましては、買い入れ価格よりも市価が高くなつた場合は、これは必ずしも買う必要がないといふようなことは、一つの場合として想定されるわけでありまして、それからいふ一つは、先ほど申し上げましたが、年度間におきましてある時期に殺到する、それを時期的に調整するといったような場合には、「農林省令で定める理由」といふふうにして定めたいと考えております。

○児玉委員 この点は、先ほど長官が答弁されました、いわゆる合理化によつて得た安定価格というものがある一つの基準とされるならば、そういうふうな事例がはたして起きることがあり得るのかどうか。合理化安定の目標価格というものが掲げられる以上は、そういうふうな国内産糖の製造業者の申し入れを拒否するような客観的情勢というものがはたしてあり得るのかどうか、この点、ちょっといまの答弁では疑問に思つておるわけですが、その辺はどうでございますか。たとえばどういふ場合にそういうことが起きるのかということでございます。

○齋藤(誠)政府委員 たとえばビートなりカンショ等についても、それぞれ出荷期があるわけでございます。これが一月なら一月、あるいは三月なら三月に殺到して事業団に申し入れがあるといふような場合においては、それは一月では無理だけれども、二月に回す、あるいは三月なら無理だけれども、新年度に回すといふような場合が考えられる。それからこの規定は、ビートなりあるいは甘藷糖なりについて想定されているわけでありまして、コストの状況と、それから時の市況のいかんによりまして、目標価格は一応目標としてありますから、当然それは上限価格の範囲内でありまして、したがつて、国内市価がそれよりも上回るという場合も当然想定されるわけでありまして、そういうようなコスト価格以上に市価が上回つておるという場合には、何も買い入れる必要はない、こういうようなことを考えておるわけでありまして、

○児玉委員 時間もある程度制約を受けますので、しばらく御質問したいと思います。次に、非常に問題のある国内産ブドウ糖についても、申し込みに応じて事業団が買い入れることになつておるわけでございますが、この買い入れの指示を行なう基準といふものは、一体どういふふうに分かれておるのか、また、この指示を行なう場合、「ぶどう糖の生産を維持し」云々となつておりますが、今後のブドウ糖の生産目標というものは、大体どの程度に置いておるのか、この二点についてお尋ねしたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 第二十五条で、国内産ブドウ糖につきましても、農林大臣の指示に基づいて買い入れるということにいたしておりますが、ブドウ糖につきましても、その価格が砂糖価格によつて変動する場合もあつて、また、でん粉の状況によつて変動する場合もあり得るわけでございます。そこで、でん粉の価格が安くて、そして国内産ブドウ糖がそれに見合つて推移するといふような場合においては、必ずしも買う必要はない。ところが、でん粉の価格が一定の基準価格で買入れる、農安法に基づく基準価格で買入れるということになりまして、そのブドウ糖は、当然砂糖と価格の関係におきましては引き合はないといふような事態が起り得るわけでありまして、そういう場合に、農林大臣が指示するといふ考え方をとつておるわけでございます。

○児玉委員 次に、これからの国内産糖の自給度を高めていくならば、先ほど大臣が答弁されましたように、大体二百八十八万トンのうち、輸入糖はおそらく無制限にこれをふやすわけにいきません。大体四十三年度における輸入糖の量はどの程度の数量を考えておられるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 先ほどの自給率の逆になるわけですが、四十三年度の需給の見通しを、先ほど農林大臣からお話がありました数字に基づいて一応需要量を押えますならば、輸入量といたしましては、粗糖に換算しまして大体百三十五万トンから百四十二万トンになると推算されるわけでありまして。

○児玉委員 ここで非常に問題になりますのは、沖繩が非常に外米輸入価格が安いために、現在まで水田の適地でも全部これをサトウキビに植えかえて、非常に甘蔗の生産反数がふえているわけです。一昨年沖繩に参りましたが、今度の糖価安定法に關連する改正でも、特に沖繩産糖の事業団の買い入れということが大きく注目されておるわけ

です。特に沖繩の甘蔗糖の生産農民も、日本政府の買い入れに非常に重大な関心を持っておるわけでありまして。もちろん、このことは、琉球政府における農業政策の面においても、非常に計画性を持たないという面もございすけれども、何と申しまして、沖繩農業の六割以上を占める甘蔗生産農民にとってはきわめて重要な問題でございすので、この点、沖繩産糖の買い入れ数量については、無制限ということとは不可能にしても、われわれ社会党は無制限買い入れを主張しておるわけでありまして、この沖繩産糖買い入れに対する政府の基本的な考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 いまお話になりました沖繩産糖の買い入れにつきましては、本年度の買い入れの御質問かと思ひます。当初沖繩におきましては、二十一万五千トン程度の生産の見通しに基づきまして十萬七千トンの買い上げを予定いたしておったわけでありまして、その後、生産量が二十萬七千五トンというふうな非常に増産が見込まれるに至りましたので、この増産量に見合つて買い上げを行ないたい。さらにその後におきます糖価の変動がございましたので、当初予定しておりました当時の市況よりも、市況が非常に下がつてまいったという事態も考え合はせて、結局十萬

七千トンにさらに三萬七千トンを加えて、十萬四万トン沖繩産糖につきましては買い上げるといふことになつたわけでございます。

今回提案いたしました沖繩産糖の買い入れ法案におきましては、従来の沖繩産糖に対する影響を考へまして、そのつど農林大臣が必要と認めた数量を買い上げるといふことになつておつたわけでございますが、今回の改正法案によりますれば、やはり毎年沖繩産糖の政府買い入れ価格を定めまして、買い入れ価格を市況が下回るといふような事態におきましては、農林大臣の指示によつて、原則として内地と同様の扱いで買い入れを行なう、こういう考え方をとつておる次第でございます。

○児玉委員 特に私は、沖繩産糖については、一昨年の非常な砂糖相場の高騰によつて、じやみなサトウキビを植える、こういうふうな非常に計画性のない指導が行なわれておると考へるわけですが、日本政府としては、特に沖繩産糖の一定の生産目標というものはこの際やはり明らかにして、安定した形において甘蔗生産に従事できるような方向に持つていくべきだと思ふのですが、大體今後の生産目標というものはどの程度で、どういふふうなお考へになつておるのか、この点明らかにしていただきたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 沖繩産糖の生産の具体的な指導並びに内容につきましては、琉球政府は沖繩産糖振興法を制定しまして、これに基づいて具体的に進めておるわけでございます。したがいましめて、その計画に基づいて一応目標としておる数量を申し上げますと、四十三年における見通しといひまして、作付面積が二萬五千五百ヘクタール、原料生産量が二百三十七萬二千トン、産糖量は二十九萬九千九百トンというのが目標になつております。

○児玉委員 大體いま言われた二十九萬九千トンの製糖量において、向こうの甘蔗生産農民の原価といひますか、そういうふうな生産にふさわしいだけの価格が、これらの目標において保証し得る見通しなり、また日本政府が買い入れる大體二十

四、五萬トン程度の買い入れによつて、安定した状態でこれが維持できるのかどうか、この点の見通しと保証はどうか、お聞きしたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 沖繩産糖自身の生産の保護育成につきましては、琉球政府が直接担当しておるところでございます。ただ、その生産量の圧倒的部分が本邦に輸入されておるといふことから、本邦における砂糖の市況の影響が、直接沖繩の製糖業なりサトウキビ農家に影響する、こういう關係で、国内における沖繩産糖の買い上げを行なつておるわけでございます。したがつて、買い上げにあたりましては、本邦の西南諸国におけるサトウキビ農家と差別待遇することなく、均衡のとれた保護措置を考慮のもとに、事業団の買い入れ価格といふものを今後きめてまいりたいといふふう

に考へておるわけでございます。もしそういうふうに進みますならば、一般的には、沖繩におきまする砂糖の生産条件は、西南諸島よりもむしろ好条件にあるように私は考へられますので、国内におきますると同様の保護措置は、これによつて十分やれるのではないかと考へております。

○坂田(英)委員 長代理 児玉さん、まだだいがかりですか。

○児玉委員 あと二問で終わりたいと思ひます。農林大臣にお伺ひしたいと思ひますが、今回の糖価安定法を通じて、砂糖の市況に影響されやすい、特にイモ、パレイシヨでん粉等の問題でありますけれども、昨年はこの砂糖の影響を受けて、二十円から二十一円という、全く生産農民に決定的な打撃を与えたわけでありまして、せつかくこの安定法なるものができました以上、特に国内甘味資源の中でもウエートの高いイモ、パレイシヨでん粉価格等については、特段の配慮と、この基準価格が維持されるということが、私はきわめて重要な意義を持つものではなからうかと思ひます。特にイモでん粉と相關關係にあるせつかくの砂糖価格安定法ができましたら、この

イモでん粉の価格が不安定であつては、特に生産農民が非常に不安を持つわけですが、これらの關係について、基準価格の維持の問題について、特に大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○赤城國務大臣 従来とも、カンショ、パレイシヨ等の価格は直接支持してありませんが、でん粉の買い上げ等によりまして価格支持を行なつてきたのでございます。今度この法律ができますならば、なお一そう農安法の趣旨を生かしていくといふことも強化されると思ひます。また慎重に對処していきたいと思つております。

○児玉委員 最後に、特にでん粉の需要の確保と密接な關係を持つております水あめ企業等におきまして、特に今度の糖価安定法の制定をめぐりまして、水あめ業界も非常に重大な関心を持っております。この点は後ほどいろいろ論議もされるかと思ひますけれども、非常に零細な資本を持つ企業の集團でありまして、特にでん粉価格との相關關係といふものについては、この水あめ業者も相当重大な関心を持つておるわけでありまして、もちろん、これは企業自体における総体的な合理化なり組織的な共同組織等を通じて、その経営の安定をはかることは言うまでもないわけでございますが、やはりこの重大なブドウ糖との關連を持つてでん粉の需給に關しまして、格段の配慮を払ふ必要があるかと存じますが、これにつきまして長官並びに大臣の御答弁を最後に求めまして、私の質問を終わります。

○齋藤(誠)政府委員 イモでん粉の需要市場といひまして、水あめ企業がやはり大きな役割りを果たしておる現在でございます。したがいましめて、ブドウ糖と並んで、水あめ企業につきましても、需細な企業で、いろいろ今後におきまして経営の改善、合理化すべき部分があるかと存じますが、われわれといたしましては、原料の手当の面におきまして、あるいは企業の合理化の面におきまして、融資その他の指導につきまして十分配慮してまいりたい、こう考へております。

○坂田(英)委員長代理 一時三十分より再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後一時五十二分開議
○坂田(英)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き質疑を行ないます。中村時雄君。

○中村(時)委員 農林大臣は三時から出かけるので、時間の関係があるので、私は、この事業団の問題に入る前に、赤城農林大臣に一言お伺いしておきたい。

今度の赤城農相の構想の一番重点であったのは農地事業団ということであつた。幸いにして衆議院は通りました。しかし、その金額たるや、御存じのように二十四、五億円、ところが、先日国会で非常に問題になつた農地報償に至つては一千五百億円である。そうすると、その一千五百億円を、實際いまの時点から前向きになつて、ほんとうの農業政策に導入するくらいな　がまえが私はほしくなつた。そうすれば、赤城構想というものが非常な大きき重要視されていくのではなからうか。過去の問題にこだわらず、今後における将来の問題への引き継ぎをより大きく取り上げていくのが、ほんとうの農業政策としての基本じゃなからうかと思ふのですが、これは非常に遺憾だと私は思っている。そういう点で、赤城農林大臣はどういふふうなお考えを持つておるのか。

○赤城国務大臣 被買収者に対する報償は千四百五十億ばかりで、一年にすれば百五十億、この五十億が農業の政策の問題に投入されるということになりますならば、私は農業面における推しは非常なものだと思います。そういう意味におまして、私は、こういう金は農業政策に投じらるゝことが好ましいと思います。ただ、被買収者

問題は農業政策プロバードと私は考えておりません。そういう意味におきまして、これは別個の問題として取り扱うという立場上、農業政策の面として取り上げなかったために、ああいう結果になったと思います。私は、被買収者の問題は、実は内閣委員会等にも申し上げたいと思つたのですが、あまり乗り気じゃない問題だったので、私は言わなかったのですが、買収をしたときに一つの欠陥があつたと思うのです。それは、ひとしく農民として自作農に精進しようという考えを持つた。御承知のように地主でもそういう考えを持つた人があつたのです。ところが、地主の生存権は否定された。二反歩や三反歩を耕作している地主、しかし、そのほかに多くの土地を小作に入れておつた。応召者とかあるいは学校の教員だとか、こういう立場で、つくっているものは少ないが、小作に入れたつてゐる土地が相当多かつた。いままでの地主という立場を放てきして、ほんとうに自作農として農業に精進するという覚悟を持つておつた。そういう意図も強かつた。しかし、それはその当時の法律でいへば、土地の取り上げということになりますので、それを禁止した。そして泣き寝入りをしたということ。ひとしく日本国民でありながら、これから新しく農業に精進しようとする意思を持ちながら、一方の小作人のほうはそれを認められて、しかも小さい地主のほうを拒否された。こういうところに一つの生存権としての否定の問題があつたのじゃないか。そういうものに対する慰謝という点で、私はいたしかたがない、こういうふうに考えております。

たいへん答弁が長くなりますが、農地改革の基礎の上に立つて、あのときにやらなかった一つの問題は、土地の再配分を行なわなかった、耕作權が所有權に移ったというだけで、それだけのことで、このために増産等をされたことは非常にけっこうなこととごさいますけれども、土地の再配分を行なわなかった。ことに日本の農業の欠陥であります零細農業、こういうものを克服していく土地の再配分が行なわれなかったということは、ま

ことに遺憾であったと思います。そういう面をこれからでもやっていきたいというのが、いま御指摘の農地管理事業団の一つの構想でございます。ですから、ほんとうは、そういうものに相当の金がかかけられるということではなければならないと思うのであります。農地改革のもう一つの欠陥は、国家管理をしておった時代において、もっと土地に対しての改良を加えるべきだった、土地に加工をすべきだった。土地の加工をして、そして耕作

者にこれを配分する、こういうことでなければならなかったと思うのでございますが、それをやらなかった。でありますので、その後において土地基盤の整備ということをやっておりますが、これなどもまだ相当力を入れていかなければならぬというところでございますから、実はああいう金がありますならば、ほんとうは農政プロパーのことに金をかけたたいというのが私の意欲でございます

けれども、いま申し上げましたように、農業政策プロバァの問題として取り上げておりませんので、それを振りかえるというわけにもまいりません。しかし、考え方におきましては、いま御指摘のような考え方でいったのでございますが、この問題はこの問題として、今後農政プロバァの問題に相当財政的の措置を講じていくように努力いたしたい、こう思っております。

○中村(時委員) 農地改革の問題になると、農政の根本的な問題ですから、これはまた日を改めてゆっくりやっていきたいと思います。ただ、そのときの小作料の現物の金納切りかえであるとか、小作人の地位の向上であるとか、いろいろな基本的な条件がある。また、プロパーならプロパーで考えることもけっこうですけれども、プロパーで考える場合においては、これは社会保障制度とい

うものもあるのだから、やはり基本的に前向きにしなければならぬ問題があるから、農業政策のあらゆるものを重点的に、そしてせつかく施策のいものを出していく。いままでアジアの停滞性といわれますが、小農から中農、そういうアジア的な問題の農業の中から、一つの開放経済の中で

戦つていこうとする時期ですから、その中においてこそあなた方が考えている事業団というものの構想が生まれてきている。だから、やはりすべてのものをその重点的なものに集約していくという考えがなかったら、ほんとうの事業団構想というものも、やはり夢になってしまうのじゃないかというおそれがある。そういう点で、今後大いに努力をしていただきたいというふうに考えております。

時間の関係もありますので、四、五点重要な点をこの砂糖の事業団に対して質問をしていきます。

まず第一に、食糧庁長官に事業団の人的業務機構について説明をしてもらいたい。

○齋藤(誠)政府委員 事業団につきまして、理事長以下役員六人と、それから職員を約百十名程度を考えております。

機構としましては、できるだけ簡素、強力なものにいたしたいというふうに考えておりますが、本所を東京に置きますほかに、輸入糖と国内産糖を扱う關係上、主要な輸入港、たとえば東京、横浜、大阪、福岡、それからん菓の主産地である北海道等五カ所くらいに支所を設けることにいたしておりますほかに、製糖工場の所在する輸入所を設けようということに考えております。大体出張所としては七カ所程度を一応想定いたしております。

○中村(時)委員 それから事業団が砂糖の瞬間
タツチをやつて、そしてこれを売り渡していくわ
けなんです、その場合に、下部機構、消費者に
渡る間の経緯、それは一体どういふふうになつて
いますか。

○**藤藤(誠)政府委員**　まず、輸入糖について申し上げれば、これを輸入する申告者は、製糖企業家であるいはその代理を受けた輸入商社になると思ひますが、これから事業団が買ひ入れて、すぐ瞬間タツチで売り戻すということになるわけでございます。製糖企業からは、現在の国内の流通機構と

同じ経路をたどって末端消費者にいくわけであり
ます。通常、いまの機構は複雑でございますが、
製糖企業から代理店または代理店を通じて元
卸、元卸から卸を通じて小売商に渡る、また元卸
商からスーパーマーケットを通じて消費者に渡
る、こういう経路になるかと考えております。

○中村(時)委員 それでお尋ねしたいのですが、
六人の常務を置き、百十名の職員を置いて、年間
経費をどのくらい見えていますか。

○齋藤(誠)政府委員 平年度約二億くらいかかる
と考えております。

○中村(時)委員 その場合に、もうすでに合計の
規定なんかできていますか。

○齋藤(誠)政府委員 法律が制定しましてから早
急に着手したいと考えております。

○中村(時)委員 ということは、できていないとい
うことなんですか。それじゃ、このような重要
な事業をやるのに、大体そういう事業団の内容の
規定をせずに、そういうことをあなた方いつも
やっているのですか。

○齋藤(誠)政府委員 この事業団の発足は、一応
砂糖年度から事業を開始することになっておりま
す。まだ施行公布されてから——かりに通じまし
た頃におきましては、まだ相当期間もございま
すので、いまお話し申し上げたような業務の機構な
り、大体の予算の規模なりといったようなもの
は、いろいろ想定いたしておりますが、具体的に
はまだ相当期間がございまして、これから作成
するということにしております。

○中村(時)委員 大体の想定をしていなくて、
こういうことはできぬわけですね。

そこで、お尋ねをしておきたいのは、ちまた間
では、これはおそらく官僚の天下り機構になるの
じゃないか、こういううわさすらあるわけでは
ないか、実際の六人の常務なら常務というものは、大体の
腹案があるだろうと思うのです。たとえば農林省
のほうから何名ぐらいあるいは民間側から何名
ぐらい、大体給与にして理事長幾らぐらい、その
くらいの概念は持っているだろうと思うのです。

そういうわけだったところだけでもいいから、発表
しておいていただきたい。

○齋藤(誠)政府委員 まだそこまでできておりま
せん。

○中村(時)委員 そういうふうなことをやってい
るから、痛くもない腹をさぐられて、結局古手官
僚の天下りを促進するためにやるのじゃないか——
これは一部です。全体の事業団の問題
じゃなくて、人的機構の中においては、そうい
う非難が産まれてくるわけなんです。また事
実、いままでにおいても、公団をつくることか
いようなものをつくる場合には、そういう事柄が
いぶん行なわれているわけなんです。だから、そ
ういうことは、いままでの非難の裏づけになら
ないように十分考えなくてはならぬと私は思っ
ている。

そこで、農林大臣にお尋ねしたい。いま言っ
たように、そういう人的配置であるとか、あるは
人的機構というものがまだ十分でき上がってい
ない。しかし、ちまた間ではそういううわさす
らある。だから、そういう点に関しては、十分そ
のところを申しさされて、人的にあやまちな
いように——しかも、百人からの膨大なものを
つくっておりますが、たとえば英国のシュガー・
ボードなんかでは二十五人でこれを取り扱って
いる。ところが、実際の日本の機構の中には、複
雑なせいもあるでしょうが、百人からの膨大な陣
容で、二億円からのものをやっていく、これは
んな税金からであります。だから、そういうよ
うな立場から考えて、いまのようなうわさの立
つことのないように、公正なる、間違いないよ
うな方法をとっていただきたいと思います。私
は、農林大臣の意思はいかがですか。

○赤城国務大臣 御趣旨のとおりに私も考えま
す。大体、国でやるか、民間でやるか、こうい
うどっちかがはっきりしているのではありませんが、どう
しても国でも民間でもやりにくいところ、公
団と公社等ができるような傾向にございま
す。その役員等につきましては、率直にいい
て、

大体天下りのな役員の構成ということになって
おったようでございます。これは見方によりま
して、やはりそれに最も適当な人がたまたま役所の
古手などにありますので、そういうことについて
いる向きも相当多いと思えますが、世の中の批判
に相当したえて正していかなくちやならぬと思
います。実は御承知のように、新聞にも出ていま
した。昨日も閣議におきまして、公団、公社等
の理事等につきましては、世間のいろいろうわ
さの種にならないように人選をし、あるいはこれ
を長きに失しないようにする等のことについて
の方針が、閣議の了承を得ておるわけございま
す。そういうことでございますので、この人事等
につきましては、私も慎重に扱っていきたく、こ
ういふふうに考えております。

○中村(時)委員 いまの大臣のお答えははっきり
しているのですけれども、具体的にまだ触れてな
いわけなんです。食糧庁の長官は次に次官にも
なるだろうと思っているのだが、あなたが次官に
なったときに、あのときはそう言いましたけれど
も、これはちょっと困りましたというようにな
る。言わないように、いまからただしておきま
すから、その点はいまから注意して配分していただ
きたい。次官にならなかつたら別ですよ。あなたが
次官になったときには、必ず出てくることであ
らう、ここで明確にしておいていただきたい。

○齋藤(誠)政府委員 私から御答弁申し上げる段
階ではないと思っておりますので、御了承願いた
いと思
います。

○中村(時)委員 中心はあなたから大臣に申請す
るのしょう。違いますか。大臣がきめてきま
す。相談に乗るのしょう。相談に乗られたとき
心がまえというものは必要でしょう。必要であ
らば、それを明確にしておいたら、そういう疑
義は一通されるのじゃないか、そう私は思うの
ですが、どうですか。

○齋藤(誠)政府委員 まだ何ら事業団の役員人事
等につきてきまつておりませんので、よく農林
大臣の指示によりまして、農林大臣いとお話
なりましたような御趣旨に従って、善処してま
いたいと思っております。

○中村(時)委員 次に、もう一点お聞きしてお
きたいのは、現在非常に糖価が安くなっている。そ
こで、ビートの平均買入れ価格というものは、数
量並びに価格は幾らで本年度買われましたか。

○齋藤(誠)政府委員 三十九年度のビートにつ
きましては、ビートの最低生産者価格は六千四百
五十円、それからビート糖につきましてはキロ百
十円、それから買上げ数量につきましては十三万
四千トンと予定いたしております。

○中村(時)委員 そうすると、百十円で買入れ
て、それをすぐに業者間に買入れしをさせてい
るわけですね。業者間に買入れしをさせた価格は
幾らですか。

○齋藤(誠)政府委員 百十円の価格で買いま
して、そして売り渡す場合においては、時価で
売り渡すことになってござい
ます。

○中村(時)委員 そうすると、その時価という
のは、いままでに幾ら売り渡しておりますか。数
量並びに価格……。

○岡田説明員 お答えいたします。
ビートに關しまして売却いたしました金額はキ
ロ当たり七十九円、トン当たり七万九千五百九
十二円でございます。三月までに売却した単価で
ござい
ます。

○中村(時)委員 そうすると、百十円で買って、
いま言われたように七十九円で売り渡すとい
うわけでしょう。そこには当然赤字が出てきま
す。七十九円であなた方が業者間に売り渡す、買
入れたものは百十円だ。その赤字は一体どうい
うになるのですか。

○齋藤(誠)政府委員 予算の問題でございま
すので三十九年度予算の決算が本年の五月にな
って出てくるわけでありまして、したがって、本
年の食糧砂糖類勘定には損失として出るわけ
であります。これは四十一年度予算で処理する
というふうに相
なるうかと思
います。

○中村(時)委員 それじやいまいに限定しましう。たとえば百十円で十三万トンを買い取って、そうして実際に売ったのが現状として七十九円、そうすると、その間における累積は、いまの現状のまま並行していったとして、一体幾らの赤字になつて出てきますか。

○岡田説明員 それではちよつと御説明申し上げますが、三十九年度末までに買い入れをいたしました買い入れ金額は百九億九千九百万円、約百十億でございます。それから三十九年度の末までに売却をいたしました数量が約二億九千万トンでございます。売却金額が二十三億でございます。買入れました数量は九万九千トンでございます。買入れましたものの数量が二万八千トンという事になつております。買入れ金額と売却金額はいま申し上げたとおりでございます。

○中村(時)委員 そんなしちめんどうなことを聞いているのではないのです。いま言ったように、あなたの言うのは、九万九千トン買ったといつたけれども、実際に買ったのは十三万トンだと齋藤長官は言った。だから、十三万トンを百十円で買ったとして、平均指数でよろしい、そうして実際にそれを売り渡していったのが七十九円だとおっしゃるならば、その差額金と、十三万トン手持ちを持ったときに欠損は一体幾らになるのかというのを聞いていたわけだ。それを計算して並行していったらわかるわけだ。

○岡田説明員 赤字は約四十億出ております。

○中村(時)委員 だから、ここに問題が出てくる。この四十億円というものが政府負担になるために、食糧赤字になるために、このような事業団をつくつて、上限、下限をきめて、その分の利益金を外糖の中に当てはめて国内糖のほうに移行しようじやないか、そうすれば政府のほうはもう赤字にならぬじやないかというふうな、ただ補てん的なものにこれが利用されるんじやないかというふうなことを意味するものであるのかどうかということ、私にはわかりません。そこで、この補てん

はあなた方はどういふお考えなんですか。

○齋藤誠政府委員 いま御指摘になりましたように、ビートにしますと、百十円で買つて、七十九円になる。いまの見込みでは四十億ぐらいの赤字になる。この赤字の中には、政府が在庫するために七十九円に下がる、あるいは一般に輸入に出すたびに価格が下がってくる、こういうことによつて、財政負担を高めるばかりでなしに、市価自身をも抑制するというふうなことに現在の運用ではなつておるわけでございます。この点、われわれとしては甘味法の運用上非常に困難をきわめておるわけでございます。そこで、今回の事業団みたいな形によりまして、瞬間タツチで価格差を補給するというふうな役割りにしますならば、少なくとも政府が市場に介入することによつて、つまり、買つたり売つたりすることによつて、市価自身をも引き下げる、また、それによつて財政負担も増大するといふ点が軽減されることになるうかと存じますが、そのもう一つ以前に、糖価自身もある程度の安定したところに置きますことによりまして、このような市場の介入自身の幅をうんと縮めることができるであらうというふうな考へておるわけでありませう。

そこで、いまの補てんの問題でありますけれども、当然国内企業が今後合理化していくべき目標に至るまでは、これは企業として国としても育成すべきものでありますから、この間の目標価格との差額、具体的にいいますと、百十円というものは、現在の十六円の消費税あるいは販売経費を加えますと、当然百二十九円程度になるわけでございます。そこで、百二十九円のコスト価格が将来自立するまでの目標価格に至るその差額については、当然国が財政負担するということとして明確にいたすわけでありませうけれども、それ以下の価格の変動につきましては、輸入糖も国内産糖も企業として関連し、製品としても市場で競争関係にあるわけでありませうので、そこで、両者の価格の調整をするという意味において、これらの負担関係を輸入糖の価格の調整によつてまかないた

い、こう考へておるわけでありませう。

○中村(時)委員 価格の問題はあとで十分時間があつたらやりたいと思つております。いま言つたように、かりに四十億からの赤字といふものが、この公団ができれば、瞬間タツチでやるのだから、なくなることは確かなんです。なくなることは確かなんですが、その反面いろいろな見方が出てくるわけなんです。これは政府のする見方、赤字を何とか解消しようという見方もあるし、赤字を何とか解消することは間違いないのです。それで、だから、実際の問題としては私はこう考へております。このビートの問題は、少なくともいま言つたように、値段の上からいふたら、いま国際価格とは非常に差があるのです。差があるといふことはどういふことかと申したら、国際糖価は国際価格として、コマールベースで考へるべき筋合いのものだと私は思う。それからビートだとかあるいはまたカンショ、パレイショといふものは、農業政策として取り上げるべき筋合いだと私は思つております。なぜならば、米価といふ問題と関連して、ビートといふものができてくるわけなんです。もしも米価が安かつたら、ビートをつくりませう。米価が高かつたら、米のほうをつくりませう。だから、米価のほうよりも安定度、政府の実際の保証といふものがあつたら、米をつくるよりも、ビートをつくるほうがはるかに大きくなつて出てくる。だから、これは経営上からいふた農業政策として、ビートをどの程度にどういふふうにするかという明確な線をはき出すのがほんとうであつて、それに伴つての赤字を別の角度から、たとえば補給金なら補給金に取るとか、加工税なら加工税に取るとかといふような方法をとり、さらにまた、でき得ればあふり以上になつた場合には、幅を持った関税制度によつてやつていこうというのですから、一つの目的税の方向をとつて、その補てんをしていきながら、農業政策の保護政策を樹立してみたいというふうな、いろいろな方法があると私は思ひます。それをこちやまぜにしておいて、ただコマール

シャルベースである外糖からそれを転換していきながら赤字の決済をやつてみようとか、悪く言えば、コスト主義で割り切つてしまつて、消費者に転換していこうという考へ方がなきにしもあらずだといふ疑念さえ生まれてくるわけなんです。そういう点について、農林大臣の明確な考へ方をここで披露していただきたい、こう思つておるわけでありませう。

○赤城国務大臣 確かに糖価は、コマールベースで国際的商品の価格として決定されるわけでありませうが、国内の甘味資源の問題は、甘味資源の生産対策、構造対策等から考へていくべきだと思ひます。しかし、生産対策等を樹立していく面におきまして、もちろん価格対策を併用していかなくちゃなりませんし、その価格対策におきまして、国際コマールベースに左右される、こういうことになりませうので、どうしてもこの関連をつけて国内の生産対策も講じていかなければならないという観点から、十二分ではないでしょうが、こういう構想が生まれたわけでありませう。私はこういうふうな考へております。

○中村(時)委員 農林大臣、非常に苦しい答弁をしてらるうですが、すばつとしてみたらどうですか。それは要するに価格対策じやないのです。日本のビートといふものの生産体制をどうするか、一体輸入量に対して外貨をどれだけ節約するか、日本の農業政策として、ビートはどれだけ増産をしていふたのかといふ、そういう明確な線をびしつと打ち出す必要があると思ふ。それを打ち出した結果、実際の購入価格がどれだけだ、実際の購入価格において四十億の赤字があるのだ、その赤字をどうするかということと限定しておいて、きちつと穴埋めをするほうが筋が通るのじやないかと私は考へる。

○赤城国務大臣 それはそうなんです。生産対策を立てて、そして価格政策を立てるが、これを行なつていくのにはどれくらい金が足らぬか、それではどれだけ政府が金を出すか、これなら簡単です。しかし、そういうふうなやつでも、やはり

国際的な価格に一般の糖価が波及されますから、どうしてもその関連なしにはやっつけいけない、こういうことだから、ここでその関連をつけて調整をしていく、こういうような考え方がこの法案だと私は考えております。

○中村(時)委員 あまりしつこくは言いませんが、いま言ったように、それだけのものがあるならば、国際価格に云々されるということはよくわかる。だから、国際価格は国際価格としてびしっときめる、国内は国内で農業政策としてこういうことをやるんじゃないか、そのための一環として酪農はこう持っていくというところで、きちっときめて、それから生まれてくるものの赤字をたとえば外糖にかぶせるならかぶせるでよろしい、その間に業者と話し合つて、これだけのものを出してくれ、足らなかった場合は財政負担をこれだけやりましょう、それでいかなければ、いま言った税制を改革して一つの目的税にして、これだけのものを消費税に回しましょうということでも済むことではないかと私は思う。それを、自分の腹にもないことを何とか言わなければならぬと思うから、みんな自信のないような答弁になつてしまふのだからと思ひます。

それからもう一つ、先ほど長官が安定帯価格ということをお話しておりましたが、一体安定帯価格、下限価格、上限価格、これを大体幾らに見ておるか。

○齋藤(誠)政府委員 この法律におきましては、国際価格の動向に對しまして、通常の変動の幅を考へておるわけでありませう。通常の変動の幅を幾らに見るかということにつきましては、いろいろのとり方がありますけれども、今後専門家の意見も聞きまして、上限価格、下限価格をきめたい。しかし、その変動の上下の幅は、国際価格の変動がございませうが、これを基準としてきめる、こういう考え方でございませう。

○中村(時)委員 国際価格の急激な変動の幅は、たとえばスエズの問題が起つたときとか、あるいは朝鮮事変が起つたときとか、あるいはキューバ事件が起つたときとか、特別なときなんでしょう。一般的なときにはそれほどではありません。よく調べてござらなさい。

それでは、価格の問題が出ましたから、この問題を一つ一つ尋ねておつたら時間がありませんので、質問要綱だけ言いますから、文書で答えてください。

まず、一、aとして、いまあなたがおつした基準価格、これに對して、国内産糖の近い将来において実現すべき目標価格を基準価格とするというが、第一として、指標とする国内産糖は一体何を示しておるか。それから第二として、目標価格とは一体幾らを示しておるか。それから第三に、目標の時期とは一体いつを言っているのか。それからbとして、消費面から見た一般的な糖価をどういうふうにとらからみ合せておるか。

それから二番目として、いまおつした上限価格の問題ですが、上限価格とは一体幾らにしようとしておるか。それから、一体何を基準として幅を決定しようとしておるか。それから消費糖価を考慮して上限をきめるのかどうなのか。それから三番目として、同様に下限価格の問題ですが、下限価格を幾らに押さようとしておるか。何を基準にして幅を決定しようとしておるか。何を基準にして幅を決定しようとしておるか。

るいは朝鮮事変が起つたときとか、あるいはキューバ事件が起つたときとか、特別なときなんでしょう。一般的なときにはそれほどではありません。よく調べてござらなさい。

それでは、価格の問題が出ましたから、この問題を一つ一つ尋ねておつたら時間がありませんので、質問要綱だけ言いますから、文書で答えてください。

まず、一、aとして、いまあなたがおつした基準価格、これに對して、国内産糖の近い将来において実現すべき目標価格を基準価格とするというが、第一として、指標とする国内産糖は一体何を示しておるか。それから第二として、目標価格とは一体幾らを示しておるか。それから第三に、目標の時期とは一体いつを言っているのか。それからbとして、消費面から見た一般的な糖価をどういうふうにとらからみ合せておるか。

それから二番目として、いまおつした上限価格の問題ですが、上限価格とは一体幾らにしようとしておるか。それから、一体何を基準として幅を決定しようとしておるか。それから消費糖価を考慮して上限をきめるのかどうなのか。それから三番目として、同様に下限価格の問題ですが、下限価格を幾らに押さようとしておるか。何を基準にして幅を決定しようとしておるか。何を基準にして幅を決定しようとしておるか。

両方あわせて四として、上限、下限については、上限幅、下限幅はひとしく考へておるかどうなのか。それから、名目的な上限、下限幅が同一ならば、実質的な幅は常に上限のほうが大きく、下限が下向いてくるであろうと思われるが、それでは一体合理的なのか、不合理なのか。それから、そのほかずつとお聞きしたいのですが、時間がありませんから、そのほかは、加工費の問題、国際糖価の問題、差額の徴収の問題、これらに對して氣づいている点は、参考資料として出しておいていただきたい、それをちょっとお伺いしておきます。

○齋藤(誠)政府委員 ただいま御指摘になりました諸点は、この法案の運用上、今後専門家に詰めて出すべきものも相当含まれておりますが、しかし、出せるものもあろうかと思ひますので、考え方なり、あるいは一応の試算なり、参考として御利用いただきたいと思ひます。

○中村(時)委員 そこで、重大なことを一つお尋ねしたいのですが、あなたのおつしやっている、一般にいわれる安定帯価格、その安定帯価格という基準は、大体どの程度に押さようとしておるか。先ほど、国産ビートは百四十円で買入れてきている、それに税金やいろいろなものをかけてくると百二十九円だとおつしやる。そうすると、赤字を決済しようとするならば、百二十九円という線が生まれてこなければならぬ。だから、それがある程度の上限という見方をしていくならば、百二十円くらいで押さようとしておるか、あるいは百十五円くらいで押さようとしておるか、大体目標は出てくると思ひます。そこで、大体目標をどの程度に考へて、この安定帯価格なるものを考へておるか。

○齋藤(誠)政府委員 安定の上限、下限の幅につきましては、先ほど申し上げたとおりでございませうが、いまの国内産糖の将来の目標の価格としてどの程度に置くか。現在はコスト価格が大体百二十九円くらいである。将来の目標として、午前中にも一つの試算としてお答えいたしましたわけでありませうが、四十三年度におきます国内ビートの生産の見通しによりますと、大体現在の工場当りの処理量が、原料といたしまして十七万ないし十八万トンくらいになるだろう、これをもとに置いて目標の生産費を算定いたしますならば、百二十円前後というふうな一つの試算も計算上は出てくるわけでございます。こういう数字に基づきまして、今後検討をしてみたいと思つております。

○中村(時)委員 百二十円くらいを見出ししてみたい、こうおつしやるわけなのですが、この価格にもちろん年限がありますね。それから取り上げるときは価格の構成がありますね。そういうようなものを勘案して不動のものにして考へていくのか、あるいは流動のものにして考へていくべきなのか、少なくとも安定帯価格というものは、他の外的な条件がいかにあろうとも、ある一定の水準を保つということが原則でなければならぬ。その点はどうかですか。

○齋藤(誠)政府委員 いま申し上げました合理化の目標の価格の基礎になる生産費、これは五年をこえない範囲内においてきめたい。当初におきましては、大体四十三年度における実現すべき目標生産費をきめたい。しかし、これを基礎として、粗糖のベース、つまり、価格の調整の基準となる目標価格あるいは安定上限価格、下限価格につきましては、これは毎年きめる、こういう考え方をとおしております。

○中村(時)委員 なぜ私がそれを言うかといひましたら、先ほど言つたビートの問題を一つ取り上げてみましょうか。いまあなたの方が手持ちで持っているビートというのは、一体何トン持っているか、月にどのくらい売り渡しているか、現在一体幾らの値がしておりますか、ちょっとそれを説明してください。

○岡田説明員 いま在庫が五万トンあります。三万四千トンとさらに四十年に買入ることについてお話をいたしました。したがって、これから売却するものは、八万四千トンということになるわけでありませう。

○中村(時)委員 それをたとえば月別にどのくらいずつ出す予定ですか。

○岡田説明員 大体ビートの従来の販売実績がございませうので、おおむねその実績の比率で売ることになつておりましたが、大体二万トンずつくらいというふうな考へておりました。

○中村(時)委員 そこで、先ほど言つたように、まだ答えがないのだが、実際に売られておるビートは幾らくらいで売られておるか。

○岡田説明員 現実に売られておるものは、所によりまして若干の違いがございませうけれども、大体九十三円から八十六円程度でございませう。

なものを勘案して不動のものにして考へていくのか、あるいは流動のものにして考へていくべきなのか、少なくとも安定帯価格というものは、他の外的な条件がいかにあろうとも、ある一定の水準を保つということが原則でなければならぬ。その点はどうかですか。

○齋藤(誠)政府委員 いま申し上げました合理化の目標の価格の基礎になる生産費、これは五年をこえない範囲内においてきめたい。当初におきましては、大体四十三年度における実現すべき目標生産費をきめたい。しかし、これを基礎として、粗糖のベース、つまり、価格の調整の基準となる目標価格あるいは安定上限価格、下限価格につきましては、これは毎年きめる、こういう考え方をとおしております。

○中村(時)委員 なぜ私がそれを言うかといひましたら、先ほど言つたビートの問題を一つ取り上げてみましょうか。いまあなたの方が手持ちで持っているビートというのは、一体何トン持っているか、月にどのくらい売り渡しているか、現在一体幾らの値がしておりますか、ちょっとそれを説明してください。

○岡田説明員 いま在庫が五万トンあります。三万四千トンとさらに四十年に買入ることについてお話をいたしました。したがって、これから売却するものは、八万四千トンということになるわけでありませう。

○中村(時)委員 それをたとえば月別にどのくらいずつ出す予定ですか。

○岡田説明員 大体ビートの従来の販売実績がございませうので、おおむねその実績の比率で売ることになつておりましたが、大体二万トンずつくらいというふうな考へておりました。

○中村(時)委員 そこで、先ほど言つたように、まだ答えがないのだが、実際に売られておるビートは幾らくらいで売られておるか。

○岡田説明員 現実に売られておるものは、所によりまして若干の違いがございませうけれども、大体九十三円から八十六円程度でございませう。

○中村(時)委員 それでは百十円で買って、それを払い戻しをして、そこです赤字が出てきて、それが業者間に入っていく。ところが、砂糖そのものがきょうは九十円を割っていますね。そうすると、ビートのほうだつて八十五、六円、それがいまの平均で割ってみたら、二万トンからのものを毎月出していけば、そうでなくても過当競争、自転車操業で資金面が繰り上げができていないような状態から、どんどん値が下がっているものをあと押ししているようなことになる。なぜ政府はそれを半年なら半年持ちこたえるだけのことかできないのか。やはり毎月々売っていくつもりですか。

○岡田説明員 政府が買ひまして、逐次売却をしていくわけですが、売却をいたしますと、それによりまして若干価格が下がってくるということとはあるわけですが、いまずつと持ちまして、最近の上白糖の価格の動きを見ますと、だんだん下がって、今日は九十円を割るというふうな事態になつておるようでございますけれども、これは一つは過当競争等の影響も出てまいつておると思ふのでございまして、したがって、これをずつと政府が持つておりました、いつになつたら売れるかというところにつきまして、非常に変動の激しい糖価のときでございますから、いつ売つたらいいかという見通しがなかなかつかないわけですね。いつまでも政府がこれを在庫いたしますと、管理費等が必要になりますので、損失がどんどんふえていくということも、これは政府としても困る面もあるわけでありまして、したがって、いまのような甘味法によりまして買入れ、売り渡しの制度に本質的に問題があるわけでございます。それを何らかの方法で改善するというのが今回の法案であるわけでありまして、現在、甘味法のもとにおきましてとらええ買ひまして、できるだけ市価に与える影響を少なくするような形で、逐次売るような努力をいたしておるわけでありまして、

○中村(時)委員 中村(時)委員 だから、見方によつたら最も悪いやり方だ、こういうことになるわけだ。その赤字を政府のほうでなるべく補てんをやめておいて、そして実際に事業団の方向に切りかえて赤字をなくする。その差額というものは、いま言つたように、実質価格が九十円を割つておるのに、百二十円の安定帯価格にしていく、だからそういうような問題が出てくる。そうされたら、一体消費者のほう立場から見たらどういふふうになりますか。現在、四大家族として大体砂糖の消費はどのくらい使つておるか。その金額は大体月どのくらいになりますか。

○中村(時)委員 何キロで換算して……。○中村(時)委員 ちよつとキロ数はわかりませんが、全都市全世帯月間平均で言いますと、砂糖の購入費が三十七年で二百十六円、三十八年で二百五十二円ということに相なつております。○中村(時)委員 そうすると、それが大体一キロ当たり二十円ずつ上がったとして、一体換算をすれば月に幾らくらいになり、しかもそれが上がれば、小売り菓子なんかも上がってくるわけですが、それらを含めて、一体原料糖がどのくらいそつちへ回つてどのくらいという計算をしたことがありますか、家計に響く影響というものを。○中村(時)委員 砂糖の購入費がいま申し上げたように二百五十二円、それから一カ月の家計消費支出が四万三千六百五十五円でありまして、砂糖の消費支出に占める割合は〇・五八%ということになるわけでございます。したがって、いまの市価が九十円に二十円上りまして、いまの市価が九十円でありまして、〇・五八%に対して二五%程度の影響、ですから影響としては〇・〇〇〇というふうな数字になるわけでありまして、

○中村(時)委員 これはあなたの言う計算上の話だけなんだが、大体消費量を十七キロとしてみま

すか。そうして二十円の相違であると三百四十円。そうでしょう。それを年間消費量一億の人口にしたら百七十万トンからなる。そうすると、キロ当たり二十円となると、トン当たり二万円、それで計算したら三百四十億です。全体から見たら非常な膨大な金になる。しかも食費中に砂糖の占める割合をあなたの言つたように二%ぐらゐにして、一体砂糖の消費百七十万トンというものは、六割の二次加工が入つておるが、その二次加工を含めたら、家計に占める地位というものはたいへんなものになってくる。だから、そういうようなことを考えた場合に、少なくとも年間にして四人世帯にすると、大体いまのような試算で算定したら、七百四、五十円のもの積み重なつてくるのじゃないか。もちろん、菓子だとかそういうものも含めてきますよ。だから、こういうことを考へていった場合、これで農林大臣おわりのように、非常に消費価格というものの対するファクターが大きくなつてくるわけですね。だから、実際の安定帯価格の百二十円ということはまだ推定でありまして、既定的な事実ではないのですから、なるべくならば安定帯価格というものを安い低位置に置かなければならぬという考え方が生まれてくるだろうと思ふです。そういう立場に立つてのお考え方の構想を持ていらつしやるかどうか。

○赤城國務大臣 安定帯価格は合理化価格ですが、安定下限価格はできるだけ低くし、上限下限の幅を広くする、こういうことが適當である、こういうふうな考へております。

○中村(時)委員 中村(時)委員 だから、推定で大体百二十円ぐらゐに考へていらつしやる。その百二十円というものは、先ほどから言つたように、国内産糖のいまの基準の価格によつて考へておる。将来はそこにあるべきじゃなくて、合理化をして、そこ入れを、そうして実際の消費に対して安定的な安いものに持つていくということになつたら、何も意味をなさぬわけですね。そのために、安定帯価格というものは低位置に位置づけるような努力をして

いくことが私は大事だと思う。そういう立場に立つてこの考へ方をしているのか、ただ赤字補てんだけにこの問題を考へているのかということになれば、私は後者をとるべきじゃない、こう思うのです。これに対するお答えを願つておきたい。

○赤城國務大臣 安定帯価格は低位置に位置づけるという考へ方は、私も同感でございます。

ようにはいかないのだ、こう私は思っています。それともあなたは絶対自信を持ってできると言うことができますか。私は、それは言い過ぎで、できないだろうと思っているのです。どうですか。

○齋藤(誠)政府委員 百二十円と申しますのは、精糖の価格でありまして、ビートの価格は年々上がりまして、それ以上に原料処理量がいまの十一万トンから十七、八万トンにふえるというこのほうが、はるかにコストとしては引き下げる要素になるわけであります。したがって、四十三年度の生産の見通しで見ますならば、将来下がっていくだろう、ますます下がっていく方向に努力すべきじゃなからうか、こういうことを申し上げたのであります。

それからいま一つ、これは五年ごとにきめるわけでありまして、毎年度きめるべき上限、下限の価格は、先ほど来申し上げる通りに、これとは別に国際価格というものは毎月変動しておりますから、この変動の幅以上の変動を除去し、高騰の場合、低落の場合、この変動を除去して一定の幅に置きたい、これが安定上限価格、下限価格の考え方、その中に目標生産費を置きたい、こういう考え方でありまして。

それからお尋ねの、合理化目標価格なりあるいは安定上限価格、下限価格についても、一応計算上は見合いの価格が実現するべきでありますけれども、それは当然競争の關係がございまして、それとおりびしりというふうなことは必ずしもならないだろう。そういう意味で、安定下限価格を競争の結果割るような事態が起こった場合におきましては、それをささえるような共同行為の措置も必要だろうし、あるいはまた幅の中においても相当の変動はあり得るだろう、こう考えております。

○中村(時)委員 相当な幅の変動はあるだろうと考えられる、これはそのとおりだと思う。そこで、お聞きしておきたいのは、いま言ったように、日本の国内産糖というものを対外的なものに比べた場合には、冷静に見た場合には高いわけなんです

ね。その高いものの生産費を基準にしておいて安定価格をきめていくのだから、ある意味では高値になるということは当然ですね。そこで、今度は上限、下限を考えてみます。下限をかりに百十円としますか。この百十円の下限の場合、それから下限から以下になった場合、この取り扱い方はどういうふうな考えているのですか。これは仮定ですよ。いまあなたが百二十円とおっしゃったから、百二十円を安定帯にしておいて、下限の線を百十円から百十円に切つて、百十円と、また百十円以下になった場合、この二段階に対する考え方、これが一つ生まれてくる。それから上限も同様に出てきます。これが一つ。この二つに対してどういうお考え方を持っていますか。

○齋藤(誠)政府委員 合理化目標価格と安定下限価格との間に国際価格がある場合においては、実情は国内の市価もその中にどまるだろうというふうな考えておるわけでありまして。しかし、競争の結果、安定下限価格を割る場合も出てくるかもしれない。それから安定下限価格以下に国際価格が下がついていく場合ももちろんあります。その場合においては、事業団の売買調整によりまして、当然安定下限価格以上に通常の場合には価格が実現するだろうと思うわけです。しかし、安定下限価格以上の場合においては別に操作をいたしませんけれども、下限価格以下に国内の市場価格が下がった場合におきましては、これは安定下限価格を維持するということの意味におきまして、今度つくる法案の第二節に、数量制限、販売制限についての共同行為を指示することもできるようにいたしておきます。そういうような操作によりまして下限価格の維持をはかっていく、こう考えております。

○中村(時)委員 不況の場合のカルテルの問題は不況カルテルの問題で話をすると、問題は、下限価格以下になつてきた場合に、これを買って取つて百二十円で売るわけですから、そこにある利潤というものが生まれてくるわけですね。その利潤は下限価格以下の場合には事業団が全部吸収する、こういう考え方のなか。それからもう一つは、こ

の安定価格と下限価格との中間におけるものは、業者だつて経営している以上、ある程度利潤というものを生じているとしようとする。その配分のしかたはゼロにしていこうとしているのか、あるいは何％かを見返りにしようとしているのか、その点はどうなんですか。

○齋藤(誠)政府委員 国際価格が安定下限価格以下の場合に、これは当然国際価格で買つて、そして安定下限価格で売るのでありますから、その間の差額は当然事業団の安定資金として積み立てられることになる。安定下限価格の上に市場価格がありまして、安定下限価格におきましては、輸入糖が、安定合理化目標価格と下限価格との間に国際価格がありまして、場合におきましては、合理化目標価格と国際輸入価格との差額につきまして、一定率だけ価格調整のために積み上げて事業団が売り渡すという方法を考えておりました。したがって、一応は市価がそれによつて形成されるものと考えておりましたが、その間、競争の關係によつて、それよりも下回るというふうな場合も出てくるのであります。もし、あるいはときによつてはそれよりも上回つておることもあるだろうというふうな考えますが、一応長期的に見ますならば、その価格見合いの市価が形成されるだろう、こう考えておるのであります。

○中村(時)委員 そこで、いま言った安定価格と下限価格の中間におけるものを一定率をと、こうおっしゃるわけですが、その一定率という率は幾らぐらいにしているのですか。

○齋藤(誠)政府委員 国内産糖と輸入糖とのブレンド価格というふうな一種の考え方をとりまして、総供給量に対する国内産糖の供給率、いまで言いますと、大体三割くらいであります。三分の一というふうな比率、それを限度として農林大臣が定めるということにしております。

○中村(時)委員 それは、三分の一のほうは事業団という意味なのですか。

○齋藤(誠)政府委員 法律で何分の一というふうにきめようと思っております。

○中村(時)委員 三分の一というのは事業団で、残りがどういふふうになるのですか。

○齋藤(誠)政府委員 輸入糖の輸入価格にその差額の三分の一の比率を乗じたものだけ乗せて、事業団が売り渡すということになるわけでございます。一応はそれに見合った市場価格が形成されると考えておるわけでありまして、それ以上に市場価格が上がり、あるいは競争によつて下がるというふうな場合もあり得るかと思ひます。

○中村(時)委員 えらいむずかしいもの言い方をすれば、百二十円のもの、百二十円が入つてきたら、その十円の三分の一は事業団でとりまして、もう一つ考えてもらいたいのは、これから合理化であるとか、あるいは近代化をしていくというふうな、各製糖業者も出てくるわけですね。だから、それに対しての幅をもう少し勘案する節合もあるんじゃないかと考えられるわけですね。その点も十分配慮をしながら進めたいか。

それがやはり合理化促進の一つの方向にもなるんじゃないかと考えますが、こういう点は農林大臣はどうですか、安定価格をここで簡単にわかりやすくして、百二十円から百二十円とします。そうすると、その下に下限価格があります。これが百十円から百十円とします。それから次に、たとえば糖価が百十円以下になった場合は、事業団が全部資金として取り上げる。そうでしょう。九十円で買つてきたものを百二十円に上げて売ると、これは三十円もうかるわけですよ。そういうふうにしてある。そこで、下限価格と安定価格との差額の十円に対しては、農林大臣の指示によつて、三分の一、つまり三円は事業団が取る、残りの六円というものは業者間に渡す、簡単には言えませんが、どうなんですか。そうじゃないですか。違うかな。反対ですか。三割を事業団が取るのじゃないのですか。

○岡田(時)委員 いまの例で申し上げますと、合理化目標価格を仮定いたしまして百二十円、ということにいたします。それから下限価格は百十円と

いうことに仮定いたしますと、これは輸入をしてまいりましたときに、要するに国際市況価格、つまり粗糖の輸入価格でとるわけでありましてけれども、たとえば国内糖の見合いで、粗糖価格を百二十円、百十円と考えまして、百円で買ってきたと仮定します。そうしますと、百円で事業団に売っていただくわけですか。そうすると、事業団が百十円で一応売る場合を想定しますと、百十円でそれを売り買っていくわけですか。そうしますと、つまり、百円で買ってきたものが百十円で売られるわけですから、事業団としては十円が利益になるわけです。そこで、その十円を糖価安定資金として事業団は蓄積しておいて、糖価が高くなって上限価格をこえるときにその十円のうちから支出しよう、こういうことです。それから国内産糖との調整の問題ですけれども、その場合は、百円が入ってきたものを百十円で——一応糖価安定資金だけで売るとすれば百十円になるわけですか。ところが、百十円を百二十円の間の差が十円あるから、その差の、先ほどの率でいけば三分の一、三円ということになる。そこで、百円で買ってきたものを事業団が百円で売ってもらって、それを今度は百十三円でもとの所有者に売り渡すということになるわけです。つまり、輸入糖を輸入した者は百円で買ってきた、それを百円で事業団に売って、それから百十三円で売り戻しを受ける。したがって、市場に出す場合にはメーカーには百十三円でそれを出す、こういうことになるわけですか。要するに、百円と百十円までの間が糖価安定資金ということで蓄積され、それから百十円と百十三円との間の三円が事業団が国内産糖との価格をブールするために使う資金になる、こういうことになるわけですか。

○中村(時)委員 同じことじゃないですか。そうしたら、百十円で買ってきたらどうなるのですか。百二十円で売れるのですか。

○岡田説明員 百十円で買ってきた場合は、下限価格が百十円だと、糖価安定資金として取るものはないわけでありまして、したがって、三分分だけ取ることになりまして、百十円が百十三円になって売り渡される、こういうことになるので

す。

○中村(時)委員 だから、さっき私が言ったのとちつとも違わない。三分の一だけ取って、三分の二は向こうへやる。実際には百二十円で売るので、安定期格百二十円で売っていくわけでしょう。

○岡田説明員 それは違ふのです。百二十円というのは、つまり、国内産糖との調整をするときの率をきめる価格でありまして、百二十円で売るということは全然ないわけですか。つまり、百円で買ってきたり百十円で買ってきたものを事業団は百十三円で売られるわけですから、百二十円は何も関係がない。つまり、百十円と百二十円との間の金額に一定の比率をかけたものを加えて売るという場合の計算の基礎になるわけですか。そこで、百二十円というものが意味があるもので、現実に事業団が買ったり売ったりする場合は、百二十円というものは別に根拠がないわけですか。現実には百二十円のものが入ってきますと、その上からはもう事業団は売買をしない。したがって、差額を取らないという一つの基準になるわけですか。輸入する砂糖が百二十円以下である場合は、その輸入した価格と百二十円との差額に一定の率を乗じたものを加えて事業団が売り渡すということだけでありまして、百二十円というものは、売り渡すとか買い戻すというこの基準にはならない。

○中村(時)委員 結果においては最も虫のよいやり方をやっているわけですか。だから、事業団は損をしません。すなわち、百十三円で買います。百二十円を安定帯価格とし、上限が百三十円とします。そうすると、百十円から百三十円の間に価格がおさまってくるという考え方で進めているわけですね。そうすると、事業団のほうは損をしないことになりまして、百十円以下で買ったものは、それだけ丸もうけになる。そうすると、安全帯価格は、国内産糖のピークの生産費を中心に考えているのであるから、外糖のものより高いことはわ

かっている。外糖はこれ以上高くない。だから、その差額は、もうかるほうはうんととうりかかります。そういう考え方になる。そういう考え方からいって、おそろく安定帯価格、下限価格以下になるから、見合のいまの糖価は、国内のほうはもつと上がつていく可能性がある。言いかえれば、下限価格以下の金額によって外糖購入ということになります。私はそういうふうにいるのです。皆さん、どうお思いになりますか。

○岡田説明員 いまのお話のように常にそうなるということは、これはまあ国際糖価の従来の変動の態様を見ましても、数年間に一回極端に高くなるといふことがありまして、その後じりじり下がって、かなり低いところで低迷しては、また急に高くなっていくというふうな形を繰り返しているという点からいいますと、いまお話のようなことばかりではない。相当高いことも出現するというふうなことを、こういうふうな一定の幅の中で安定させるということが必要ではなからうかというふうには実は考えております。

○赤城國務大臣 これは暫定法ではございませぬ。しかし、いまのお話のように、たとえば肥料の法律がありまして、これも一つの経済立法でございまして、そういう意味におきましては、一つは農業政策として取り上げていく、一つは糖業界の合理化問題というふうな問題として取り上げていく。国内問題としてこういうふうな考え方が一応——一応と言つては悪いかもしれないが、筋かと思ひます。しかし、それだけでは間に合な

いまして、第一点から第三点まで申しましたが、農林大臣、最後に、時間がありませんから、お聞きしておきたい。

○中村(時)委員 高くなるということは、特殊な事情があったときで、これからの世界情勢としては、やはり安定帯の方向へ持っていくということ

○中村(時)委員 それでは、長官もお聞きになったように、やはりこの問題を恒久的にいつまでもだらだらさすき筋合ひのものではなくて、一つの目標を實際にきめていって——この間永井委員の話ではありませんけれども、実際にまともに出てきたものは一つもないと言われてもしかたがないくらい、特に糖価に対してはあなた方自信が全

その生産目標をきめるために、一応こういうふうな一つのしわ寄せを消費者なりあるいは業者なり外糖なりに持つていくわけですから、だからある程度の目安をつけて、時限立法的にこの問題は取り上げるのがほんとうでなかったか、私はそう思ひます。ところが、それを恒久立法のようになつていくにいまのところはおきまりすけれども、私は、本来ならば、こういうものはそういう目的を達成させるために、合理化をするにしても何年間でどうするのだ、たとえばピートであれば四十三年度はどうするのだ、ということをいつているのですか。目的を達成させるために、一つの期間を明確にしておいてやられるほうがよかつたんじゃないか、こう思うわけですか。まだそのほかいろいろな手段がありますけれども、時間がありませんので、取りやめますが、一応農林大臣はそういう点に關してはどういうお考え方を持っていますか。

○中村(時)委員 高くなるということは、特殊な事情があったときで、これからの世界情勢としては、やはり安定帯の方向へ持っていくということ

○中村(時)委員 それでは、長官もお聞きになったように、やはりこの問題を恒久的にいつまでもだらだらさすき筋合ひのものではなくて、一つの目標を實際にきめていって——この間永井委員の話ではありませんけれども、実際にまともに出てきたものは一つもないと言われてもしかたがないくらい、特に糖価に対してはあなた方自信が全

その生産目標をきめるために、一応こういうふうな一つのしわ寄せを消費者なりあるいは業者なり外糖なりに持つていくわけですから、だからある程度の目安をつけて、時限立法的にこの問題は取り上げるのがほんとうでなかったか、私はそう思ひます。ところが、それを恒久立法のようになつていくにいまのところはおきまりすけれども、私は、本来ならば、こういうものはそういう目的を達成させるために、合理化をするにしても何年間でどうするのだ、たとえばピートであれば四十三年度はどうするのだ、ということをいつているのですか。目的を達成させるために、一つの期間を明確にしておいてやられるほうがよかつたんじゃないか、こう思うわけですか。まだそのほかいろいろな手段がありますけれども、時間がありませんので、取りやめますが、一応農林大臣はそういう点に關してはどういうお考え方を持っていますか。

○中村(時)委員 高くなるということは、特殊な事情があったときで、これからの世界情勢としては、やはり安定帯の方向へ持っていくということ

○中村(時)委員 それでは、長官もお聞きになったように、やはりこの問題を恒久的にいつまでもだらだらさすき筋合ひのものではなくて、一つの目標を實際にきめていって——この間永井委員の話ではありませんけれども、実際にまともに出てきたものは一つもないと言われてもしかたがないくらい、特に糖価に対してはあなた方自信が全

その生産目標をきめるために、一応こういうふうな一つのしわ寄せを消費者なりあるいは業者なり外糖なりに持つていくわけですから、だからある程度の目安をつけて、時限立法的にこの問題は取り上げるのがほんとうでなかったか、私はそう思ひます。ところが、それを恒久立法のようになつていくにいまのところはおきまりすけれども、私は、本来ならば、こういうものはそういう目的を達成させるために、合理化をするにしても何年間でどうするのだ、たとえばピートであれば四十三年度はどうするのだ、ということをいつているのですか。目的を達成させるために、一つの期間を明確にしておいてやられるほうがよかつたんじゃないか、こう思うわけですか。まだそのほかいろいろな手段がありますけれども、時間がありませんので、取りやめますが、一応農林大臣はそういう点に關してはどういうお考え方を持っていますか。

○中村(時)委員 高くなるということは、特殊な事情があったときで、これからの世界情勢としては、やはり安定帯の方向へ持っていくということ

○中村(時)委員 それでは、長官もお聞きになったように、やはりこの問題を恒久的にいつまでもだらだらさすき筋合ひのものではなくて、一つの目標を實際にきめていって——この間永井委員の話ではありませんけれども、実際にまともに出てきたものは一つもないと言われてもしかたがないくらい、特に糖価に対してはあなた方自信が全

その生産目標をきめるために、一応こういうふうな一つのしわ寄せを消費者なりあるいは業者なり外糖なりに持つていくわけですから、だからある程度の目安をつけて、時限立法的にこの問題は取り上げるのがほんとうでなかったか、私はそう思ひます。ところが、それを恒久立法のようになつていくにいまのところはおきまりすけれども、私は、本来ならば、こういうものはそういう目的を達成させるために、合理化をするにしても何年間でどうするのだ、たとえばピートであれば四十三年度はどうするのだ、ということをいつているのですか。目的を達成させるために、一つの期間を明確にしておいてやられるほうがよかつたんじゃないか、こう思うわけですか。まだそのほかいろいろな手段がありますけれども、時間がありませんので、取りやめますが、一応農林大臣はそういう点に關してはどういうお考え方を持っていますか。

○中村(時)委員 高くなるということは、特殊な事情があったときで、これからの世界情勢としては、やはり安定帯の方向へ持っていくということ

○中村(時)委員 それでは、長官もお聞きになったように、やはりこの問題を恒久的にいつまでもだらだらさすき筋合ひのものではなくて、一つの目標を實際にきめていって——この間永井委員の話ではありませんけれども、実際にまともに出てきたものは一つもないと言われてもしかたがないくらい、特に糖価に対してはあなた方自信が全

然らないと思うのです、このような出し方をしているところを見ると、だから、北海道のビートにしても、鹿児島島の砂糖の問題にしても、沖縄糖の問題にしても、もう少しこの際真剣に取り組んでいただきたい。

それともう一点、このような場合に、いまブドウ糖の問題も出ましたが、たとえばイモをどんどんつくらすよりも、ある一定のイモだけしかできないのだというところは明確にしておいて、これにどういふような農業政策としての保護政策をとるか。ただ単に価格を上げ上げておいて、幾らでもやりなさいという時期ではないと思う。言いにくいことだが、こういう事柄だから、そこまで聞いておるので、ほんとうの農業政策を考えるならば、当然もう一ぺんそこまでメスを入れて真剣に取り組んでいただきたい、こう思うわけです。これについての農林大臣の所見を聞いておいて、私の質問は時間どおり終わります。

○赤城国務大臣 確かに適地適作というような考え方で生産を進めていかなければなりません、どういふふうなコストをかけても、どういふふうな金をかけてもやっていくというような考え方は私はとらざるべきであります。でございまして、生産目標を立てて、その生産目標に基づいてどういふふうな採算できるかというふうなめどから施策を講じていかなければならぬ、こう思っております。

○中村(時)委員 あとのいろいろな問題は、これからだいたい何日か聞かなければならぬわけですから、その問題は後刻に回しまして、一応これをもって農林大臣に対する質疑は終わらせていただきます。

○坂田(英)委員 長代理 林百郎君。

○林委員 私は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案、これについて質問をしたいと思っております。

いわれておるわけです。そこでまず、これは局長でけつこうですが、この計画によって補給金の対象となるなま乳、原料加工乳、これは一体どのくらいの量をお考えになっておるのか。私のほうの国会の資料によりますと、昭和三十九年度は生産総量なま乳全部で三百三十八万八千トン、そのうち加工用が百八十八万トンということになっておりますけれども、これに対してどのくらいを補給金の対象の加工乳として考えておるわけですか。

○橋垣政府委員 飲用向けと加工向けの数字については、たゞいま林先生のおっしゃったとおりであります、この百八十八万三千トンの中には、アイスクリーム等と、あるいは濃縮乳のような中間製品が入っておりますので、そういう意味で、百八十八万三千トン全部が対象になるとは厳密にいえば申しませんのであります。しかしながら、その中間製品と加工原料乳の補給交付金の対象とならないものは、量はわずかであると思っております。それは現在の段階では正確には申し切れません。おそらくその数量は一割以下であろうというふうに思っています。あとは、この補給金を受けますための農家の意欲といえますか、そういうものに基づいた共販組織の整備がどの程度カバーするであろうかという問題でありまして、私どもとしては、乳の性質上、補給金を交付すべきものについては、全量について交付するように努力してまいりたい。現実的にどの程度であるか、ちよつと今日の段階では、正直に申し上げまして、判断いたしかねます。

○林委員 努力するということで、正確にこの中の何割を対象にするかという数字は、いまのところまだ出てない、こういうふうに聞きました。

それから念のために聞いておきますが、これも国会の調査の数字から出ておるのですが、一八七五キログラムについて加工価格が五十八円、こういう数字が出ておるわけです。もしさらに正確な数字があつたら、その数字で補正をしていただければいいのですけれども、これに対して生産保証価格というのはいくらくらいのところを考慮しておられるのか、そしてどのくらいの補給金を考えておられるのか。これは本年度、それからさらにわかつたら中期経済計画ですか、あるいはこのところ数年の間の見通しをもし持っていたら知らしてもらいたい。

○橋垣政府委員 他の諸先生からも同様の御趣旨の御質問を受けておるのでございしますが、現在の加工原料乳についての安定基準価格は、三月の末に告示をいたしましたとおり、一八七五キログラム当たり五十七円ということに相なっております。現在、現在の段階では、実は厳密にいうと、加工乳の取引価格はございません。全部混合乳価の取引でございますから、加工乳の価格というものは現実に全国的にはない。ただ、九州の一部等用途別の取引が行なわれておまして、そういう地区しかないのでございします。で、加工乳の比率の非常に高い地域の最低の乳価というものが、一つのメルクマールとしては約五十八円程度であるというところは、先生のお話に出ましたようなことで、速観してそういうものがあるということとは言えると思ひます。

そこで、加工原料乳についての不足払いの総額というものはどのくらいになるかということになりますと、それは第一、保証価格の水準をどういふふうに定めるかということが一つの条件になり、それから現実の取引の水準となるべき価格、基準取引価格というものの水準をどの程度に定めるかということ、それから総生産数量の見込みのうち、加工向けの数量をどういふふうに見るかというふうなものと関連をいたしますので、これらはいずれもむづかしい、検討をした上でないと把握のできにくいものでございまして、現段階でちよつとその点を申し上げるわけにまいらないのでございしますが、保証価格につきましては、この法律では主要加工原料乳地帯における再生産確保というのをいってございまして、本年度の価格審議会の主要加工原料乳地帯における推定生産費が、工場の主要加工原料乳地帯における推定生産費が、工場着価格としてたしか六十五円七十九銭というふうな数字に相なっております、そういうことから大ざつぱに計算をいたしますと、私どもの全く勘にすぎないのでございしますが、四十一年度から実施するということになるれば、ほぼ五十億前後くらいの手算があれば、最大限の事業量をこなし得るということになるのではないかと思っております。

○林委員 そうすると、大体補給金総額が五十億、それから生産者に対する保証価格がどのくらいですか。本年度五十七円幾らと指示してある。それを維持するということですか。それ以上補給金としてプラスアルファになるのですか。

○橋垣政府委員 現行畜安法によります安定基準価格というのは、加工原料乳の取引価格として最低の線を下さざる価格でございしますので、それと、この法案によって取りきめようとしたしております取引基準価格というものは、価格の考え方が違つておるのでございしますから、現在告示をいたしております五十七円というものと、本法施行後決定すべき取引基準価格というものは、別ものでございします。直ちに五十七円というものを頭に置いてものを考えるわけには私はいまらぬと思うのでございしますが、現在の安定基準価格五十七円というものは、相当上回つた線に保証価格が定められるということは間違ひのないことであると思つております。

○林委員 その相当というのはどのくらいのことなんですか。ただ相当ということだけではわかりません。

○橋垣政府委員 これは先ほど申し上げましたいろいろな価格条件というものが全部そろいまして、明確に申しかねるのでございしますが、一つの先行的なものとして、たゞいま申し上げました、本年度の価格審議会に参考資料として出した主要加工原料乳地帯の四十年度の推定生産費が六十五円七十九銭だつたということは、一つの考え方の目安になるかと思ひます。

○林委員 そうすると、大体考え方の目安というものが、そのくらいまで補給金を出す、要するに、

補給金を出してそこまでや寄せするということが理解していかどうかということ、それから五十億については、輸入差益金のどのくらいで政府借入れ金か——政府借入れ金はあとになつて聞けるのですが、借入れ金はどのくらいと考へておられますか。

○榎垣政府委員 それは予算の時期になつて考へる以外に方法はないわけであつて、まだそこまで考へておりませんが、最大限五十億と申し上げたのでございまして、その金額も計算の結果多少の変動があると思ひますけれども、ほとんど全額を一般会計からの交付金に仰ぎたいと思つております。それから輸入差益につきましては、明四一年度についてはほとんど考へるほどのものはない。かりに考へられましても、一億に達することはないと思ひます。

○林委員 そうしますと、あなたの言うように、ほとんど政府出資でまかなえるという段階から、漸次輸入差益金の比重を多くしていけという方向へ、これは国家の財政の事情からいっても、そう考へるわけなんですけれども、この制度は、要するに、補給金を十分つかむためには、やはり乳製品の輸入をある程度進めないと——これは御承知のとおり、財源は差益金と借入れ金になつておるわけですから、その全部が政府出資ということでの後ずつと通つていくという見通しは、いろいろの農政と予算の関係で考へられないわけですから、将来やはり輸入を増大して、差益金をそこから生み出していく、そういうことを考へておるのじやないですか。

○榎垣政府委員 いまの林先生のお話しになつたようなことは、毛頭考へておりません。

○林委員 それでは、大豆となたねについては、御承知のとおり、交付金暫定措置をやつておられます。この実績を調べてみますと、昭和三十五年に国内生産が四十一万七千トンだったのが、三十八年は三十一万七千九百トンで、八割減になつて国内産が減つて、輸入のほうは三十五年が百八万トンだったのが、三十八年には百六十二万トンと

約六割増になつておる。それからなたねは、御承知のとおり、国内が二十六万三千トンが十八万トンで七割減、輸入が一萬三千トンが八萬九千トンで六倍以上になつておる。この交付金制度をしいてから国内生産が減つて、輸入がふえておるわけですよ。実例がこう出てるわけですよ。

それから、これは農林省の「総合的検討」という案ですけれども、これを見ましても、生産者側に非常に不満がある。これはなたねと大豆の場合ですが、全体の廻り数量に対して交付金対象数量が少ないという実情にもかんがみ、以上のような制度・運営上の問題について検討する必要がある。これは農林省自身がいつておるわけでしょう。御存じでしょう。農林大臣が官房企画室でつづつておるのですよ。これを見ますと、こういう前例があるわけですよ。この前例の轍を踏まないといふことがどうして保証できるでしょうか。なたねと大豆の場合にこうで、乳製品の場合はこうだといふのがあつたら御説明を聞きましよう。

○赤城國務大臣 いまの大豆、なたねにつきましても、不足払いをしたから輸入がふえた、こういうことではございせん、だんだん生産が減つてくるものですから、不足払いの制度をした。しかし、それでも輸入がふえたといふことは、生産が減つたといふこととございせん、牛乳の場合には生産が減るといふ見通しはございせん。でありますので、いまの乳製品を輸入しなければならぬといふことはございせん。生産がふえるから、その不足払いの財源は一般の財源から出していく、こういうことであります。輸入にその財源を求めるといふことはいたしておりません。また輸入も、国内の牛乳生産がふえるといふことで、大豆やなたねとは違ひますので、そういう必要はないと思ひます。

いつてゐるじやないですか。しかし、実際の運営の実績は政府のいうのと逆になつて、国内産が減つて、輸入量が飛躍的に多くなつてゐるじやないですか。何か大臣は、それは乳製品の場合とは別で、生産が減つていく状態にあるのだ。しかし、生産が減つていく状態だつたら、それを拡大するために、補給金を出して援助するといふ考へだつた、この政府側は説明してゐるわけですよ。それが逆に政府のいつてゐることと逆な実績が出てゐるじやないですか。だから、どうしても採算の合う市乳ですね、市乳のほうは保証するけれども、むしろ、不足払い制度によつて無理して加工乳を日本の乳製品の原材料にするよりは、アメリカからナチュラルチーズやバターを入れたほうが、ずっと乳製品のメーカーとしてはもうかるわけなんだから、そういう方向へ行つてゐるわけによつてチェックできるのですか。そういう確信がありますか。そして大臣は、今後この補給金は全額国の財政支出でまかなうといふことを断言できますか。

○赤城國務大臣 この不足払いの財源を国の金で全額を持つといふことは申し上げません。しかし、大部分は国の財政で不足払いの補給をしていく、こういうふうに考へます。輸入につきましては、需給の操作上の問題でございまして、これを目当てに不足払いをするといふ考へはございせん。

○林委員 これも農林省の「酪農対策の考へ方と方向」という三十九年八月のこれを見ますと、「特に飲用牛乳の消費は大幅に増加するものと予想され、一方酪農経営の観点からも飲用牛乳生産は相対的に有利と考へられるので、飲用牛乳の生産、流通および消費の安定化を図る。」といふていますね。だから、安定化をはかり、採算の合うのはむしろ飲用乳だ、こういつてゐるわけなんです。農林省が力を入れておるほうはさておいて、むしろこちらを補給金によつて増産しようといふ考へるといふことは、矛盾するじやないですか。農林省はむしろ飲用乳のほうに重点を置く、こう考へてゐるじやないですか。

う、こう考へてゐるじやないですか。

○榎垣政府委員 お手元の資料は、私どもが昨年の八月、部内での勉強をいたしましたために、その勉強のテキストと申しますか、そのよすがになつてゐるに、かりに印刷したものをお手元にまいつてゐると思つてございしますが、考へ方としては現在も変わつておりません。飲用乳に重点を置いた酪農の全体的な考へ方という点においては変わつてゐない。それはお配りをいたしております資料でも明らかのように、日本の生乳の用途というものは、逐年飲用乳の比率がふえてゐるわけであつた。その飲用乳が農家の交易条件としても有利なことは事実でございまして、でありますから、從來相対的に不利な交易条件にありましたいわゆる加工乳地帯も、市乳化の促進をはかることによつて、より有利な交易条件をつくり出すという方向は、今後も続けてまいりたいと思つてゐるわけでありまして、一方加工原料乳については、その製品であります乳製品といふものが、他の競合商品との価格関係あるいは国際価格水準等との関係からいって、その再生産を補償するだけの乳価の支払が困難な事情にあるといふことでございまして、再生産可能な価格水準を保証する、このためにいわゆる不足払いを政府として責任を持つて行なうといふことによつて、加工原料乳地帯のみならず、全国に不足払いを行なうわけでありまして、特に交易条件の悪い地域についての価格面からの不利補正を行なうといふことによつて、将来の増大する飲用乳の供給源を維持培養していくといふ考へ方に立つて、この制度を法律化したとして、御審議を願つてゐる次第でございまして、

○林委員 大臣にお聞きしたいのですが、この補給金の全額を必ずしも政府出資でやるのかといふことは言わぬ。それは輸入の差金を考へてゐるという意味だと思ひますけれども、しかし、輸入差金が財源として考へられるといふことならば、漸次それを多くして、政府出資のほうをできるだけ節約しろといふ考へ方が、政府として強まつてくるといふことは、私は考へられると思つてゐる。そ

れからも一つの原因は、実は乳製品は、原材料をアメリカから入れて、これを製品として売るほうが、日本の加工生乳を使つてやるよりは採算が合う状態でしょう。飲用乳のほうは、技術的にもそういうことは不可能です。価格の点からも、脱粉なんかを若干使っているものですか、不可能です。そうしますと、この補給金の制度によって、日本の乳製品並びに乳製品の製造を通じて、加工原料の価格を圧迫し、そして農民に大きな重圧を加えている乳製品、バターあるいは乳製品材料のナチュラルチーズ、こういうものがチェックされ抑制され、将来このようにしてこの輸入をこの程度にとめて、これを加工生乳の増産にこのように振り向ける、こういう具体的な考えがあるならば説明してください。いまのナチュラルチーズなどのものすごい輸入の増大、たとえば一例を申し上げますと、一九五九年にはナチュラルチーズが千八百五十トン、これが一九六三年には六千五百トン、約六倍の輸入増になっております。バターのほうは、これは価額ですが、一九五九年が三十四億、一九六三年には百五億ということになっております。メーカーとしても、このほうが採算が合うからやっているの、このような乳製品の原材料あるいは製品の輸入の傾向を食い止められるのだ、そして漸次加工原料の生産をこういうように切りかえて増産していくのだというプランがあるならば、大臣の口から責任ある計画を聞かしていただきたい。

○赤城國務大臣 政策の方針といたしましては、加工原料乳等に不足払い制度をしていて、これで採算のわりあい有利な条件である飲用乳のほうにだんだん加工原料乳を向けていく、こういう政策を先ほど御指摘のように持っておるわけでございます。それからまた、不足払いの財源を輸入の差益金に求めるの、ないか、その例としてナチュラルチーズ等を御引用になりましたが、このナチュラルチーズ等につきましては、これは需要が非常にふえておるといふような現状から、確かに逐次輸入がふえておる、こういうことは事実でござ

います。しかし、これは需要にささえられた輸入の増加でございまして、これが日本の過去の乳製品の製造をやめて輸入のほうに依存していく、こういうふうには私も見えておりません。こういうように需要にささえられた輸入の増加でございまして、これによりまして乳製品及び牛乳の需要に悪影響を与えてくる、これは需要との見合でありますから、私は考えておりません。それとは別個であるかどうか別といたしまして、私は、加工原料乳の不足払いというものは、結局において、日本の牛乳生産を飲用乳向けに持っていく、そのほうがまた日本の酪農の立場として有利だ、こういう考え方から、それへ持っていくためのささえというふうには政策的には考えておるわけでございます。

○林委員 これは私の手元にある資料で、一九五九年の国際労働統計年鑑によりますと、乳製品の小売り価格の国際的比較で申し上げます、飲用牛乳のほうは、日本を一〇〇とすれば、アメリカは二八で、アメリカのほうは飲用牛乳は高くなっております。しかし、バターのほうにいきますと、一ポンド比較は日本が一〇〇とすると、アメリカが八三の価格になっておるわけですね。非常に格安になっておる。企画庁の貿易の自由化のアフターケアの農林漁業小分科会のこの資料を見ますと、これはもつと格安になっていて、もし輸入価格と見合う国内価格だとすれば、加工用原料乳は七五%から五三%に現在価格を下げなければならぬ。そうすると、生産が約六七%くらいに減少せざるを得ないだろう、関税を現行どおりにして、関税等をも半分以下に下げるとすれば、この数字はもつとひどくなるわけですね、こういう情勢の中で、だから、私は補給金ほどのくらい出るのだからと聞いたけれども、相当出るということばですけれども、その程度の補給金でこの大きな大勢を食いとめて、そして加工用原料乳の生産を増大に移行させるということとは、このような大きな乳製品の国際的な情勢の中では不可能であって、むしろ不足払いという形で、日本のなま乳生産は飲

用乳に切りかえる一つの段階として、こういう制度をやっているんじゃないかなるか。だから、法律的にも暫定法というようなことば、これをちょっとお聞きしたいのですけれども、なぜ暫定にするのか。もつとそういう基本的な方向があるならば、これはもつと恒久的な法律にすべきだということを、なぜ暫定としたのか、どこをメルクマールとして暫定としたのか、そういう点が私はわからない。そういう国際的な関係からいって、はたして加工原料乳の保護増産に移行できますか。大臣、どう思いますか。

○赤城國務大臣 これは御承知のように、一つの政策立法でもございしますが、経済立法でございします。経済的な問題は、相当四囲の情勢がかわってくることもございます。本格的に言えば、こういう農業におきましては、その他でもそうでございしますが、生産コストを安くして生産性の向上ということが本格的でございしますが、そういうことはなかなか短日月に実現するものでもございせん。かような農業でございします。そういう意味におきまして、こういう価格政策としての不足払い制度を採用しようというのでございしますから、恒久立法、恒久的にはある程度やらざるを得ないかとは思いますが、しかし、たてまえとしては、生産性が向上することを増すという意味におきまして、暫定的な立法としておるわけでございします。

それから、お話しのように、確かに国際的に見ますならば、飲用乳等につきましては、国際競争力も相当持っております。しかし、加工品につきましては、これは日本の大体半分くらいはほかの国で生産しておるというような状態でございますから、非常に日本の乳製品加工品の競争力は弱い。でございします。これをほんとうに自由化するといふようなことにいたしますならば、ナチュラルチーズは自由化されておりますが、ほかの乳製品等を自由化するというようなことにいたしますならば、これはもうつぶれてしまうといひますか、こういう状況だと思ひます。でござい

すので、この酪農乳製品につきましての自由化につきましては、私は慎重に考えて、自分自由化なというところは考えるべきではない、こういうふうな考えでおるの、一つ。それから不足払いと相伴いまして、輸入につきましても、一元輸入ということは、輸入をふやそうというふうにお考えになつてもらいたくないのでございしますが、やり方によりましては、一元に輸入するということは、ほかのほうで輸入を押えるというふうな形になります。そういう一元輸入等によりまして、日本の酪農の製品といひますが、生産のコストが低減される、あるいは生産性が向上するということを目標としておるために、法律のたてまえも暫定措置というふうなたてまえにしてい、こういうふうな御理解願ひたい。

○坂田(英)委員長代理 ちょっと林さん、まだ続きますか。

○林委員 もうあと二問くらい。いろいろ聞きたい点がたくさんあるのですけれども、あとの委員に御迷惑をかけてはいかぬと思うのですが、そこで、私はやむを得ませんから、主として輸入の問題だけに集中してお聞きしたいと思ひます。

この十三条には、「指定乳製品の価格が安定指目標価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがある」と認められる場合には、農林大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができ、これは何か非常に特殊な事態を押えるために、指定乳製品の輸入でこれを押えるのだというように、指定乳製品を言つておられますけれども、これも私の手元にある官房企画室の「農産物価格政策の総合的検討」、これによりますと、こういうことがあるのです。「ある程度の量の輸入は継続的に行なわざるをえなくなることも予想される。」「畜産振興事業団は常時買入れをよぎなくされ、デッドストックを抱えることとなる。」「これははつきり書いてあるわけですが、何か、指定乳製品の輸入は、騰貴した場合は、あるいは騰貴するおそれがある場合チェックする、そういう特定の事態をチェックするといふことではなくて、これは継続的にするのだ、し

たがって、デッドストックをかかえることはやむを得ないのだということで、継続的に輸入することとを考へてゐるのではないですか。しかも価格が日本の国内指定乳製品よりは非常に格安だということになれば、乳製品のメーカーとしても、それで十分の利潤が確保できるのだから、それをさらに拡大していくということを私が指摘するのは当然ではないでしょうか。

○榎垣政府委員 林先生は特に他意あつての御質問ではないと思つたのでございますが、その部分だけをごらんいただきますと、妙な文章になつておりますが、この「農産物価格政策の総合的検討」ではこういうことをいつておるわけでございまして、「現行の価格制度において原料乳の安定基準価格の策定にあつては、厳格に生産費の補償をはかる」とすれば、「乳製品の値段が高くなつて、消費者は買ひ切れない」ということから、「畜産振興事業団は常時買入れをよぎなくされ、デッドストックを抱へることとなつて、放出の時期を得られない」というような現行制度に難点が予測されるということをおつておるのでございまして、そのあたりの文章のところでは、「開放経済体制の下においても、乳製品の輸入制限は継続されるであろうが、国内需給の推移によつてはある程度の量の輸入は継続的に行なわざるを得なくなることも予想される」ということでございまして、順序が反対になりましたり、あるいは前の文章に触れないで御質問を受けますと、私も非常にショックを受けるわけでございます。

○林委員 そういふわけじゃなくて、ここにあなたのほうの考え方自体が、「したがつて現行の価格制度において原料乳の安定基準価格の策定にあつては厳格に生産費の補償をはかる」とすれば、畜産振興事業団は常時買入れをよぎなくされ、デッドストックを抱へることとなる」といふわけですね。ですから、もし畜産振興事業団が常時買入れをしなければ、厳格に生産費の補償をできないような事態になつてゐる。こゝにいつてゐるわけじゃないですか。だから、不足払い制によつて、厳

格に生産費を補償するようにすれば、常時輸入せざるを得ないのだ。事業団としてはそういうことじゃないですか。あなたのほうこそ、全く自分の都合のいいところだけ読んで、こつちへ逆にショックを与へちゃだめですよ。

○榎垣政府委員 この「総合的検討」で申しておりますことは、現行の価格安定制度、つまり、現行畜安法に基づきます安定基準価格というものを策定する場合に、生産費を補償し得るような安定基準価格というものをきめれば、それによつて生産される乳製品の安定価格帯というものは相当上げざるを得ない。したがつて、現行の安定下位価格というものを上げざるを得ない。ところが、市場における市況というものは、そういう高い水準の価格形成ができないということになりますと、安定下位価格以下の市況でございまして、畜産振興事業団は法律に基づいて買ひ出動をしなければならぬ。買ひ出動いたしましても、上位価格は非常に高いから、上位価格をこえた場合は放出するという法律の規定では、放出できないことになつて、デッドストックをかかへることになる。でございまして、生乳の生産の事情、乳製品の需給の事情から考えまして、政府としては、不足払いによる再生産の確保ということ、乳製品の市場における安定的な消費の増大ということとを可能にするような制度を打ち立てる必要があるということで、今回御審議を願つております加工原料乳生産者補助金等暫定措置法案を出している次第であります。

○林委員 それと輸入の因果関係をやってゐると時間がかかりますから……。そういうふうに非常に難点がある。国際的な価格差もあるから、厳格に再生産費を償ふためには、相当のものを事業団としては買ひ入れなければならぬ。買ひ入れてデッドストックも持つていなければならぬ。そして買ひ出動するためには相当な財源が要る。財源が要るから、ある程度不足払いの輸入価格差金も持たなければならぬ。財政支出ばかりではまかなえない。そういう事態も出てくるし、また国内

生産費が高いから、乳製品メーカーとしては、安いバターあるいは安いナチュラルチーズを入れ、国内の高い価格と見合つて出せば、十分採算が合うから、輸入は増大こそすれ、減少する要因というものは何もないというのを私は聞いておるわけです。この問題はこれでいい。

最後に、これは農林大臣にちよつとお聞きしたいのでありますが、学校給食の脱粉の問題ですが、これも、従来はCCCから買ひ入れたのですが、このCCC買ひ入れの制度が通常の農産物輸入のベースに移行するのだということを聞いておりますし、そのために、学校給食費がすでに上がったという話も聞いてゐるのですが、脱粉の輸入価格が上がるのかどうか、それが一つ、それから持ち越しやいろいろ入れまして、ことしは八万二千トンという膨大な脱粉を持つことになる。どうしてことし輸入計画でまた五万三千トン輸入を必要とするのか、これが第二点。第三は、農林省の補助金が、現在は脱粉となま乳を混入した場合に、助成金を出すような指導をしてゐるわけですが、要するになま乳に対して補助金を出すのではなく、混入した場合に、なま乳の部分について補助金を出すという指導を現実にはしてゐるわけですね。なま乳が増加するならば、同時に脱粉のほうも増加して、むしろ、なま乳に対する補助金という名のもとに、脱粉の使用を固定化していくという作用をしてゐるわけですが、純粋ななま乳の給食だけでも当然農林省の補助金は取れるものかどうか。その三つの点をまず大臣に聞いて、それから局長答えてください。

○赤城国務大臣 御心配のないような、あるいは御指摘のようなことがない方法をとつておるわけでございますが、いま脱脂粉乳の輸入はほとんど学校給食だけでございまして、でありますので、学校給食用につきまして、なま乳と混入して、ますます輸入をふやさなくとも、このままにしておくといふようなことはございせんが、詳しくは畜産局長から……。

○榎垣政府委員 第一の学校給食用の脱脂粉乳については、アメリカのCCCのいわゆる余剰農産物の海外への特別売却という形で行なわれてまいりまして、これはCCCと日本の学校給食会との特別契約によつて起きたのでございまして、現在もそのままでございまして、民間輸入に切りかへるということとは承知をいたしております。もし民間輸入に切りかへますと、一昨年の九月ごろポンド当たり七セプトでございまして、価格は現在よりも上がるということが予想されます。

それから輸入量でございまして、年度で申し上げますと、三十九年度六万トン、四十年年度の輸入予定量は四万五千トンでございまして、それから、農林省のなま乳学校給食の補助金の条件でございまして、いわゆる混合乳にいたしました場合も、生乳を給食いたします場合も、農林省としては補助金の交付の対象として考へております。

○林委員 これで終わります。

○坂田(英)委員 長代理 芳賀貢君。

○芳賀委員 この際、政府提案の牛乳法案並びに砂糖法案について、審議の中で不明確な点について農林大臣にお尋ねいたします。

まず、加工牛乳の關係についてですが、大臣が訪ソされる前の当委員会にお尋ねした点ですが、政府案のいわゆる保証価格をおきめになる場合の価格の算定方式についてであります。この点につきましては、前回の委員会における大臣の御説明によりますと、保証価格をきめる場合には、原料乳の主要な生産地域を重点にして、その地域における生産費を基礎にした乳価の算定を行ないたいということでありましたので、私のほうから、それであるならば、その算定に要する調査の対象地域における他産業の労賃と、その地域における生乳生産者の自家労働費の均衡というものをとらえるべきでないかということをお尋ねしたわけですが、この点については、大臣と私の質問がおおよそ合致してゐるわけですね。ただ、畜産局長が横やりを入れたような形で、それは違う、乳価

の算定にあつては、農林省としては、農村における臨時雇用労賃を基礎にした自家労働費の算定を行ないたいという趣旨の発言があつたわけでございますが、この局長の発言にはわれわれは耳をかせす必要はないわけでございます。ただ、大臣の明確な御説明に對して、いささか難首の入つたようなことになつたわけでありまして、この際、農林大臣のお立場から明確にしたいだきたいわけでございます。

○赤城國務大臣 御承知のように、保証価格につきましては、この法律案に規定されておりますが、生乳の生産条件及び需給状況その他の経済事情を考慮し、主要加工原料乳地帯における生乳の再生産を確保することを旨とされておりますので、主要加工原料乳地帯における生乳の再生産、この場合の労賃等の換算といひますか、どういふ労賃を標準としてとるかということであると思ひますが、これは先般御答弁申し上げましたように、都会の製造業者、こういうものをとるデータのようになつてはまいりません。しかし、その主要加工原料乳地帯の他産業の賃金というものとやはり均衡のとれるようなものをつたはうがいいんじゃないか。ただ、臨時の雇ひという、非常にこれは高下がありまして、高い場合もあります。また臨時でも常に低い賃金もありますが、大体は他産業のその地帯の賃金などをつたはうが私は妥当じゃないかと思ひますが、これはどうも価格決定にあたりまして相当専門的に、また審議会等におきまして十分意見を聞いて、決定しなければならぬと思ひますが、私はそういう方向がいいんじゃないか、こういうふうな考へております。

○芳賀委員 この点は、当委員会としても、非常に与野党を通じて大事な点でありますので、それでは大臣のいまの法案に對する御説明は、法律に基づいて保証価格を定める場合には、価格算定の主要な調査上の対象地域における他産業の労働賃金というものと、生乳生産者の自家労賃と、均衡をさせるような配慮というものを講じて、自家労働

費の評価を行なうようにしていきたい、そういうふうに理解してよろしうございませうか。

○赤城國務大臣 そういう方向には考へてゐるものでありますが、具体的には米の場合にもありますように、他の製造業につきましても全部をとるか、三十人をとるか、五十人をとるか、いろいろそういう問題もあります。そのほか、具体的に算定をやる際にはいろいろの資料によつて相当問題があると思ひますが、考へ方は、私はそういう方向で考へたらいいんじゃないか、こう思ふのであります。

○芳賀委員 その点はわかりました。結局、いまの生乳の生産の状況と牛乳乳製品の需要の状況を對比した場合においては、最近はその需要が国内において増大しておるわけですから、その需要増大に生産面が対応するためには、やはり乳価の決定等についても、直接生産を担当する生乳生産者の生産意欲が向上されるような価格算定上の配慮というものが十分必要であると思ふわけですが、したがつて、需要が拡大の方向に進んでおる限り、生産面においても、単なる再生産というにとどんでなく、やはりその生産の模様は拡大再生産の方向に向かわせるといふことが、これは当然施策の上からも行なうべき点であると思ひますし、そこにまたいわゆる農業基本法の精神もあると思ふわけでありまして、したがつて、これらの基本的な精神について、あり方についても、大臣としては同様のお考へであるかどうか、いかがですか。

○赤城國務大臣 牛乳の消費需要は、これは御指摘のように増加する傾向にありますし、政策としても、需要の増加を期待するといひますか、ふやしていかねければ、酪農問題もよくいかないと思ひます。したがつて、こういう需要の増加に見合つては、やはり生産面も、単なる再生産のみならず、お話のように拡大再生産という方向に生産を進めていく、こういうことが必要である、こういうふうな考へます。

○芳賀委員 次に御尋ねしたいのは、今回の政府案が成立しました場合には、保証価格等について

は、現在ありますところの畜産物価格審議会にこれを農林大臣がはかるということになるわけですが、御承知のごとく、現在の畜産物価格審議会の構成というものは、単に牛乳関係あるいは乳製品関係だけでなく、畜肉あるいは鶏卵、いわゆる同乳畜産の分野の中においても、生乳の価格あるいは乳製品の価格決定上、経験も浅いし、非常に関係のない委員の諸君も、構成の中には加わつておるわけでございますが、今度は明らかに別個の法律によつて諮問する場合には、畜安法によつて審議会にこれを徴するということになるわけでありまして、従来のような運営では非常に妥当を欠くような場合も出てくるのではないかと、いまから憂慮されるわけでありまして、特に当委員会からは、わが党の東海林委員、あるいは自民党からは谷垣委員、長谷川委員もいま現に審議会委員として活躍されておるわけでありまして、こういう練達の士の場合には、どのような問題も取り上げることができ、それ以外の政府が任命された委員諸君の中には、妥当性を欠くような人選も見受けられるわけでございますので、これを適正に保証価格あるいは乳製品等の検討、さらにまた大事なこと、乳製品における製造経費あるいは販売経費というものを政府が調査して、その妥当いなかということも、これはやはり審議会において調査検討してもらう必要があるわけでございますので、そういう点の配慮はどのようにされておるか、この点をお伺ひしたいわけでございます。

○赤城國務大臣 これは畜産物価格審議会の運営の問題だと思ひます。確かに私も最高級の練達の士を選任したわけでございますが、非常に今度の問題も重要な問題でありますし、なお一そう練達を必要とするということにならうと思ひます。でございますので、これはいろいろ検討してみたいと思ひますけれども、特別の部会を置くとか小委員会等を置くとか、この保証価格決定につきましても、妥当な結論が出ますように、運営をなお深く研究してみたい、こう思ひます。

○芳賀委員 次に、この機会にお尋ねしておきたいことは、たとえば後刻、砂糖安定法の中で、原料資源のてん菜あるいはサトウキビの生産者価格の問題にも触れるわけでございますが、この際、農林省として、農作物あるいは牛乳、畜産物に對する統計調査を業務として進めておられるわけでありまして、その場合、統計調査部において作成される生産費なるものは、常に月家労働費については、先ほど申しました農村における臨時雇用労賃というものを採用しておるわけでありまして、これに對して、われわれは以前から大きな疑問を持つておるわけでございます。しかし、このような矛盾と疑点の上に立つた自家労働費というものを、農林省の責任において、しかも統計調査部の精密な業務の中で作成されるということとは、いろいろな点の判断した点によりますと、統計調査部が生産費を調査する場合にも、臨時雇用労賃によらなければならぬという法規上の根拠はいささかもないわけでございます。したがつて、いま大臣が言明されたように、それを直ちに実際の価格決定に採用するといふことは妥当でないといふことになれば、農林省の生産費調査についても、この点を十分再検討する必要があると考へるわけでありまして、これは当面の担当者である統計調査部長のほうからその考へ方について述べてもらいたいわけでございます。

特に農林大臣からは、この統計調査部の行なう統計調査上の業務については、これはやはり純粋な統計調査業務として行なう関係があるわけでありまして、他、他の食糧庁とかあるいは部局の仕事とはいささか違ふと思ふわけでございます。したがつて、これはやはり独自の業務を行なう場合の自主性というか、権限というものが、あらかじめ付与されておると考へておるわけですが、その点に對しては農林大臣としていかようにお考へになつておりますか。

○木田説明員 ただいまの牛乳の生産費について、その調査の家族労働を臨時雇用の労賃で依然としてとるのかどうかという問題でございます。

が、われわれといたしましては、従来とも生産費の基礎をいたしまして、家族労賃の考え方としては、現に畜産物の生産のために投下した経済価値というふうなものの測定のために、家族労働といふものの生産の単位としては、家族労働といふものの生産の場合に、やはり臨時雇用の賃金といふものを、農村におきまます農業労働の市価とも考えられるものだというので、これをとるという考えであります。ただいま農林大臣からお答えがございました当面の加工牛乳の問題につきましては、われわれの考え方とは、その基準において違つて差しつかえないものじやないかと考えております。

○赤城国務大臣 統計調査部の機能という、非常に広範にわたると思いますが、機能をどういふふうに考えるかということ、独立的に考えるか、こういうことかと思ひます。私はこれはあまり政治的な制約とか筋等がなく、ほんとうに純粹に統計といふものは扱つてもらなければ、これは大きな政策の間違いを起します。他に影響も大きいので、公正に、干渉を受けず、統計事務を続けさせていきたい、こう思つております。

○芳賀委員 統計調査部長に私が聞いたのは、単に牛乳の生産費をどうしたかということじやないです。もちろん、牛乳もあるが、牛乳、畜肉とか、いわゆる畜産物、あるいは米麦はじめ農作物等について、相当多くの種類について生産費調査といふものを努力してやつておるわけです。どのような生産費調査の場合においても、自家労働費といふものは、必ず農村の臨時雇用労賃をそこに当てはめて調査をやつておるが、これは実際に仕事をやつてみて、そういう臨時雇用労賃といふものを自家労働費に当てはめることが、これを實際に実施あるいは採用する場合に妥当なものであるといふふうに考へて、仕事をしておるかどうかといふことを尋ねたわけです。

○木田説明員 私ども統計調査部での生産費の考へ方は、先ほども申し上げましたように、現に生産費として投下されたものとして考へる家族労賃は、何を基準にしたら適當であろうかということ

で、従来臨時雇用の労賃をとつておるということ

を申し上げたわけでありまして、
○芳賀委員 その臨時雇用労賃を生産費となえて、それぞれの当該項目について、この生産費を基礎にした価格を実現することが妥當であるといふふうな考へで仕事を進めておるのか、ただ一応そういうことになっておるからやつておるというのであるか、これは非常に意味が違ふと思うのですが、いかがですか。

○木田説明員 いまの生産費の考へ方につきましては、先ほど申し上げましたように、従来ともそういう考へ方で継続的にやつておるもので、同じ考へ方でもつて生産費の考へ方を継続しておるということでございます。

○芳賀委員 統計の人はまじめだから、それでかんばんしなればならぬかもしれぬが、實際に當てはめる場合、あなたの場合矛盾を感じると思うのです。米の場合、これは都市均衡労賃で米価といふものをきめるわけですから、本年度の米価決定にあつて、いわゆる従来方式によれば、都市均衡労賃方式でいへば、一日八時間労働で千四百円程度以上にはなるわけですが、
〔坂田(英)委員長代理退席、谷垣委員長代理着席〕

ところが、臨時雇用労賃の全国平均でいくと、これは大体七百円ちよつとでおさまるということになるわけですが、そうすると、あなたのところでは一生懸命仕事をしておる臨時雇用労賃と、農林大臣がおきめる場合の都市均衡労賃の米価においては、労賃部分において二倍の差があるのです。統計調査部では七百円、農林大臣は千四百円といふことではあるわけだからして、その実態と比較して、何らの矛盾を感じないで、營々として仕事をやつておるのかどうかということをお聞きしておるわけなんです。

○木田説明員 私ども統計で生産費を考へる場合には、現に投下したものをどう考へるかといふとらえ方で、今後その価格をどういふふうにきめるかといふふうなことに考へ方と共通の

立場でやつていないかということでございます。

○芳賀委員 それでは、この次にまた来てもらつていろいろ尋ねますが、そこで問題は、農村における現在の時点における臨時雇用の労働力の実態といふものは、これは調査されておると思うので、そういうものが調査されなければ、この賃金評価は出ないわけですね。それで、いまの農村における全国を通じての特徴があると思うのです。農家自身の労働力といふものは、都市にこれは大量に流出しておるわけですね。そうして農村内部に労働力の不足現象が生じて、そうして地元における農業以外の部分から臨時的に労働力を導入しなければ、農業の再生産を進めることができないといふことになっておるのですが、その臨時に雇

い入れる労働力といふものがどういふ実態であるか。農業に対する経験の度合いとか、態率の度合いとか、あるいは年齢的に、あるいは性別に見た場合において、数年前の臨時雇用の労働力の実態と、現在の臨時雇用の労働力の実態といふものは、質的に全く変貌しておるわけですね。そういうことは調査の上でわからぬですか。

○木田説明員 その点につきましては、特別に明らかにどうであるかといふことは、私どもではつかんではおりません。

○芳賀委員 ですから、むしろ臨時雇用労働の一定の労働の基準といふものに基づいて、農家の自家労働といふものを、それを男女別とか成人労働がどうかといふふうに変換することは、これは間違ひなんですね。いまの臨時雇用労働の賃の低下を、たとえば七百円なら七百円、一時間百円なら百円にきめる場合、それに対して農家の保有する労働の質といふものは、その五割あるいは倍の労働の生産性を持つておるということ、これは調査してわかるわけですね。そうすると、現在の臨時雇用の農業労働といふものは、それが単位になつて一であるという場合に、換算する場合に、農家の労働の価値といふものは、それに対して一・五とかあるいは二倍という評価をしなければ、適正な評価がえはできないということになるの

じやないですか。そういう評価がえは一体やつておるか、やつてないか、どうなんですか。

○木田説明員 ただいま申されたような評価がえといふものはいたしておりません。

○芳賀委員 それでは大体やつておる内容はわかりました。そうすると、同じ時間働いても、二分の一しか能力のない生産性の雇用労賃に對しても、倍の労働生産性を上げておる農家の自家労働に對しても、それを同一の評価をする、しかも生産性の低い、賃金の低い臨時雇用労賃をもつて、ただ時間だけを把握して評価をするといふことは、これは全く妥當性を欠くわけですね。この点は、私はまじめにやつておるあなた方をしかるわけではないが、臨時雇用労賃によれといふ法令の規定も何もないのでしよう。そういうものがあれば、ちよつとこつちはその点までまだ気がつかぬので、どうしても臨時雇用労賃でやらなければならぬという統計調査の法律上の根拠規定があれば、この際、参考までに聞かせておいていただきたい。

○木田説明員 特別に法令の根拠はございませ

○芳賀委員 それでは、この点は農林大臣もお聞きになつておる点ですからして、今後農林大臣の御意思に基づいて、できるだけ改善するように配慮したいと思ひますが、どうですか。

○赤城国務大臣 いろいろやり方等につきましまして、實態に即したようなことをすることが必要だと思ひます。研究はいたしてみます。

○芳賀委員 次に御尋ねしたいのは、この政府案においては明確な根拠といふものはないわけでありまして、ただ問題は、現在の生乳の需要の分野といふものは、大体において飲用牛乳六割、乳製品四割といふような需要の分野になつておるわけですからして、これが今後学校牛乳等の全面実施等が進むに従つて、ますます国産のなま乳は生乳化が促進されるし、また、農林大臣としての御意思で、有利な処分のできる市乳化へつての方向を促進されるということ、われわれとしても納得のできる点であります。そういう場合において、

今後加工乳あるいは乳製品の分野においては、相
当法律の規制とか配慮を受けることになるわけ
であります。その大部分の消費部分を占める、あ
るいは国民生活にも関係のある飲用牛乳の分野に
ついては、飲用向け生乳取引の適正な価格、あ
るいはそれを原料にした飲用牛乳の卸売り販売価
格、あるいは末端の小売り販売価格等について、
この法律は、立法上あるいは行政的にも、何ら関
与できないような印象を受けるわけでありませう
けれども、しかし、この機能を最大限に運営する場
合においては、必ずしも不可能ではないというふ
うにも判断されます。また、先日改正を行ない
ました酪農振興法の運用等についても、この法案
と酪農振興法等を併用して有効に運営をした場合
においては、飲用牛乳のいわゆる生乳の取引、あ
るいは飲用牛乳の販売価格の適正化、あるいは流通
機構の改善等についても、相当前進した行政的な
措置ができるのではないかというふうに考えるわ
けですが、これに対する農林大臣としてのお考え
を明らかにしてもらいたい。

○赤城國務大臣 確かに、本法案におきまして、
飲用牛乳の販売価格等につきましての規制を加え
るということは、これはできにくいことございま
す。しかし、御趣旨のように、飲用牛乳につき
まして、その価格の安定を通じて消費の安
定の増進をはかる、こういうことが必要でありま
すし、また、用途別取引による飲用牛乳向け生乳
取引価格の適正な形成、こういうものを通じまし
て酪農経営の安定向上をはかるということも、御
指摘のように重要でございまして、実は酪農経営
全体としての安定向上がこの法律のねらいでござ
います。直接飲用牛乳につきまして、販売等につ
いての問題を規定しておりませんけれども、飲用
牛乳の処理とか加工とかあるいは販売等につつま
しては、なお調査を行ないまして、関係企業の合理
化をはかりながら、価格面につきましても、流通
面につきましても、一そうの行政指導を行なっ
ていきたい、こういうふうに考えております。

○芳賀委員 そこで、大臣も御承知のとおり、従
来は乳製品につきましても、あるいは飲用牛乳に
つきましても、その加工経費あるいは製造販売経
費等の的確な把握というものは、調査上からも非
常に困難であつたわけですから、今回の法案
が通つてこれを運用される場合にも、直ちに自信
のある乳製品の販売あるいは製造経費を把握する
ことはできないと思いますが、これは法律を根拠
にして調査あるいは報告を徴するということにな
るわけで、それにわれわれは期待を寄せておるわ
けです。その場合、いまの主要な乳業メーカー
は、御承知のとおり、この飲用牛乳と乳製品を総合
的に製造部門においても経営しておるわけではな
らして、製造、販売経費の調査ということになれ
ば、当然対象になる製造工場あるいは企業に對す
る必要な調査を進めようということになるわけだ
からして、その場合には、かつての肥料法案と同
じように、確安の製造というものが、その企業
の中における二割あるいは三割の分野を占めてお
るので、全体の必要調査を行なつた事例もあるわ
けでございまして、今度の調査あるいは報告
の聴取の中で、大体飲用牛乳を重点として、あわ
せて乳製品の調査が済めば、飲用牛乳における処
理あるいは販売経費というものは、大体的確な把
握が同時的にできるといふことになると思ふわ
けです。ですから、そういうものを政府側におい
ても確信の持てる基礎にして、今後の飲用向け生乳
の取引、その取引価格と販売価格とのそれぞれの
分野における価格の配分をいかにするのが妥
当であるかというふうな判断も、農林省において
できると思ふわけですから、そういう点から
も、いま直ちに困難であるかもしれません
が、近い将来においては、この大部分を占めるで
あらう飲用牛乳の分野についても、やはり生活
の上からも、的確なあるいは適正な行政的な措置
ができる根拠というものををつくる必要があると思
ふわけですから、その次は、当然社会党が提案した
うな法律でなくて、生乳を一体として扱っていけ

るような、そういう制度に将来は発展できるの
じやないかと思ひますので、この点について大臣
のお考えを聞かしてもらいたいです。
○赤城國務大臣 お話のように、いま酪農経営の
ほうでは、先ほど申し上げましたが、用途別取引
によりまして、飲用牛乳向け生乳取引価格の適正
な形成を通じて、酪農経営の安定、向上をはか
る、これは生産面でございます。今度は製造面と
いいますか、乳業者の面、つまり、加工等の面
につきましても調査は相当やってきております。本
年度におきましてもこれをなお一そう充実してい
きたい、こう考えております。それによりまし
て、乳業者のほうの合理化もはかり、またそれか
ら販売の経路におきましても調査なども進めまし
て、この法律が施行されてから、万全を期して法
律の目的に沿うように一そう進めていきたい。そ
れにつきまして、いまお話しした調査につきまし
ては、一そう進めて、その調査に基づいて、なおこ
の法律の運用を進めていくという考えをもつて
進めていきたいと思います。

○芳賀委員 次に、乳製品の輸入の問題でありま
すが、法案によりまして、政府の意思を代行して
畜産振興事業団が乳製品については一手に行なう
ことに、法案の第十三条、十四条の規定があるわ
けですが、十三条の規定を見ればわかるわけだ
が、十四条の規定のただし書きの中で、国内の乳
製品の価格がそれによつて変動を受けない場合に
は、政令で定めた範囲内で事業団以外の者が輸入
できるといふ点があるわけですから、この点は政令
の内容といふものが明らかに明瞭になるわけだ
けですが、法文を読んだだけでは、せっかく十三
条で「価格が高騰する」といふことは、需給が運
迫するといふことを意味するわけですから、
そういう場合以外に輸入させないといふ点はわか
るわけですが、ただ、次の条で、価格変動のない状
態の中においては、事業団以外の者が輸入できる
といふことになっておるわけですから、しから
ば、「政令で定める場合」といふものはどういふも
のか、その点が明らかにしてないわけですね。

○赤城國務大臣 畜産局長から……。
○榎垣政府委員 乳製品の一元輸入の制度を設け
ましたことは、毎度申し上げてまいりましたとお
り、国内の乳製品の価格の安定を通じて、不足払
い制度というものの実効を期するということ、そ
のためには、輸入の一元化を行ないまして、輸入
の数量、時期、放出の時期、数量等の調整をはか
る必要があるということになるものであります
が、乳製品の輸入のケースによりましては、国内
の指定乳製品の需給に直接影響を及ぼさないとい
うものがございしますので、そういうものを政令に
よつて除外しようとしてゐるのであります。
現在政令案として考えておりますのは、まず第
一は、関税定率法によつて関税を免除されておる
ものであります。たとえば船員用の食用品、航
空機内用の食用品、それから旅行者の携帯品、そ
れから寄贈品、試験研究用品、加工貿易原材料品
等でございます。第二番目に考えておりますのは、
文部省学校給食会で行なつております学校給
食用の脱脂粉乳。第三番目は、厚生省が行なつて
おります児童福祉施設用の脱脂粉乳。それから第
四番目は、これは農業資材になるわけでございます
が、家畜のえさ用の脱脂粉乳について、定める
という予定でございます。

○芳賀委員 それでは速急に資料として、政令案
を委員の皆さんにお配り願ひたいと思ひます。
そこで、最後に、牛乳関係でお尋ねしたいのは、
牛乳の遠距離輸送について、これは前回の委
員会においても大臣の所見を伺つたわけござい
ますが、法律が加工牛乳だけに限定されて、何か
印象では、価格面においても不利益な加工用の原料
乳といふものは、その地域に封鎖されて、有利な
消費地域に大きく供給できないような窮屈さを
どうしても感ずるわけですね。この点は、社会党案
と違つて、政府案の非常に欠陥となつておる点で
ございまして、そこで、たとえば政府案の第七条に
おける都道府県単位の生乳生産者団体の第一指定
の問題、あるいは第五条の指定を受けた都道府県
における指定生乳生産者団体が、その上部の全国

を区域とする農協連合会に業務の委任ができるという点については、先般の質疑の中においても、政府においてもその方針を明らかにされておりますので、この点については触れませんが、これとの関係において、たとえば北海道なら北海道のいわゆる主要な原料乳地域において、指定生産者団体が全面的に集乳したその生乳を区域内において取引することはもちろんであります。それが、それを区域外のたとえば東京であるとか、大阪等の、今後も需要の非常に増大する、大きな消費市場ともいべき地域に供給するということになれば、これは単に生産者団体だけの努力では実現できない点もあるわけですが、したがって、遠距離における生産地から消費地へのなま乳の輸送施設の問題であるとか、あるいはまたその主要生産地域の指定生産者団体と、全国段階における上部の全国連合会との総合的な努力によって、これらの問題が解決できるような方向というものは、やはりいまの時点では、政府の指導的な行政的な努力というものが非常に多いのではないかと申すわけですが、この点について、農林大臣の積極的な御意思を明らかにしてもらいたいのです。

○赤城國務大臣 先ほどから申し上げておりますように、加工原料乳に対して不足払いをしなくてはなりませんけれども、ねらいは、飲用乳の需要を増加し、また、飲用乳に牛乳を向けていくというこのほうがより大きいねらいだと私も考えています。そういう意味におきまして、この法律におきましては、輸送の面等についての規定がございませぬ。しかし、これは行政的に指導をして、考えておることでもございしますので、一そう遠距離の輸送につきましては配慮をしていきたいと、こう思います。それから同時に、いまのお話のように、集荷団体等も一元的に県単位でできまされども、生乳生産者の全国的な組織化、これもほうっておくことはいけないと思います。その整備をするということがきわめて重要でございしますので、全国段階の農協組織の整備、育成、これ

についても十分意を用いて、全国団体と県単位の団体との連絡等も密接にいたしまして、所期の目的を達するような方向へ進めていきたい、こう考えます。

○芳賀委員 それから次に、砂糖法案の関係について若干お尋ねしたいと思ひます。もうすでにわが党の永井委員並びに見玉委員、あるいは本日は中村時雄君からも質問がありましたが、ここでお尋ねしたい点の第一は、今後国内における砂糖の価格について、標準的な砂糖価格水準というものをどのように考えておられるか。これは政府案によりまして、たとえば輸入糖関係については安定上限価格あるいは下限価格の措置がとられるわけでありまして、国産糖については合理化目標価格というものが定められることになるわけでありまして、このいずれも、實際上の国内における標準となる糖価水準をこれによつて定めるということにはならぬと解釈されるわけですが、さういふことが、事実上国内における、今後この制度ができてからの標準的な砂糖の価格のあり方というものの、その水準をどのように期待されておるか、明確にできれば知らしてもらいたい。

○齋藤(誠)政府委員 御指摘のとおり、安定上限価格、安定下限価格は、輸入糖についての価格をきめておるわけでございます。しかもそれは粗糖の価格でございまして、しかもそれは粗糖の粗糖の安定上限価格あるいは下限価格のもととなるべき基準というもののについては、これは国際的な価格のいわば長期的な動向の一つの水準として、これから異常な変動、異常な高騰、異常な低落を抑制するための適正な幅を考えたというふうな考へておるわけでありまして、

そこで、その国際的な長期的動向として考えられる糖価水準がどのようになるかということにつきましては、なかなか議論のあるところでありまして、すけれども、一応われわれの試算として、いろいろの過去の統計から推定しますと、十年をとりまして十五年をとりまして、大体四セントぐらいになります。これを中心に上下に安定上限価格、下限価格というものをきめるわけでありまして、その価格に国内におきまする製造経費、それから関税、消費税を加えたものが、具体的な国内の精糖の市価に反映するわけでありまして、これまでの試算した計算によりまして、大体百二十円前後くらいが一つの基準になるのではなからうか、これに安定上限価格、下限価格に見合う幅が上下につく、こういうことになるわけでございます。これはなお今後専門家の意見を聞いて、最終的にはきめたい、こう思っております。

○芳賀委員 社会党の提案の法案は、御承知のとおり、基本として、国内の基準糖価というものを定めて、それを基礎にして輸入糖あるいは国産糖に対する適切な措置を講ずることになるわけですが、またそれを基礎にして、小売り販売価格等についてのものでございまして、これは国民全部が納得のできる内容になっておるわけですが、政府案は非常にこの点が不明確なんです。それで問題は、安定糖価であるいわゆる上限、下限価格のきめ方、いわゆる安定帯だから、これは幅があるわけですが、この幅は広い場合と狭い場合で、これは非常に影響が違ってくるわけですね。それで強力に政府の意思を進めるとすれば、上下限の価格の幅が狭いことが一番望ましいわけですから、これをあまり広く幅を広げてしまうと、それほど意味がないということにもなるのじゃないかと考えられるわけですが、この上限、下限帯の幅については、大体あり方としては、農林大臣としてどの程度のことをお考えになつてゐるか。

○赤城國務大臣 いまどの程度に幅を設けるかというのをちょっと申し上げかねますが、お話しするように、狭くすれば狭くするほどはつきりしてくるわけですが、ゆるくすればその間に自由取引の範囲が多くなりますから、これは両方の調整といえます。なかなかにむづかしい問題になると思ひます。あまりこれを社会党案のように統制的にししてしまうことも、業者の自由競争をあまりそこねるといふことにもなりますし、合理化にも支障を

来たすといふようなことにもなるかと思ひます。それから一面においては消費者の問題もあります。それで、私は、下限価格はあまり上のほうへ持つていつちまてはどうかといふふうな考へておりますが、こういう問題等もやはり、私もあまり学識経験者でもございせんので、学識経験者に相当意見を聞いてきめていきたい、こう考えております。

○芳賀委員 次に、政府案の輸入糖、国産糖の事業団による買い入れあるいは売り戻し制度というもの、これはわが国においても初めての制度だと思ひます。わかりやすく言えば、これは瞬間タツチ方式といふことになるわけでありまして、この思想あるいはこの制度というのは、これを国産糖に当てはめた場合においては、これは相当期間国産糖については全量買い入れ、全量売り戻しということになるとわれわれは判断しておりますが、その点はいかがですか。

○齋藤(誠)政府委員 お話しのとおり、国産糖につきましても、瞬間タツチ方式でやりまして、いわば価格差補給的な役割をするわけでありまして、この売り渡しの申し込みにおいて、原則として全量買い入れる、こういう扱いをしていきたいと思ひます。

○芳賀委員 この瞬間タツチが初めての方式といふことになるわけでありまして、この場合、全量買い入れ、全量売り戻しという場合には、価格面においては、政府が高値で買つて、政府に売り渡したものを安く売り戻すということになるわけですが、これは長官の言われたとおりです。したがって、政府が、事業団を介入させてはおりますけれども、やはり実体は、政府が国民の税金でその差額を負担するということになるわけですから、いわゆる形の上では、高く買つて安く売り戻すといふことのやり方について、売り戻しをする場合の、売り戻された砂糖の——輸入糖についてもその場合は当てはまるわけですが、売り戻しをした砂糖についてはその後の販売等について、何らかの条件をつけるのか、全く無条件で高く買つて安く売り戻

してやるということで終わるのか、この点にもやはり問題があると思う。

それからまた、瞬間タツチですから、全く瞬間に触れ合うか触れ合わないかでやるわけだから、従来であると、政府が買い入れて保管して、売り渡すということになるが、今度の場合には、そういう保管とか具体的な売り渡しは必要ないということになるので、やはりその場合に問題になるのは、対象になる数量の確認措置等についても、十分の配慮がされておられると思いますが、そういう点についても、初めての制度ですから、明らかにしておいてもらいたい。

○齋藤(誠)政府委員 お話しのとおり、瞬間タツチの実質的な内容は、価格差補給金の役割りをしておる。形式として買って売るという方法をとっておるわけでございます。これはかつて価格調整公団が同じような機能を営んでおったので、その方式を採用したわけでございます。

売り渡す際に何らかの条件をつけるのか。いまのところ、条件は考えておりません。

それから、数量等についてやはり確認が必要じゃないか。これはもちろん循環するということふうなことがあつたのではまずいですが、そういう確認方法は当然とりたいと思っております。ただ、この買い入れ、売り渡しによりまして瞬間タツチと、それから従来の方法との差異は、いわば差金を交付することによって清算ができる。従来は買いは買い、売りは売りということですが、それぞれの代金の授受が行なわれるわけですが、その点が違つておるわけで、実際上の物の受け渡しににつきましては、御承知のように、ビートは消費税を納めておりますので、これは当然数量等については税務署の証明が必要になってきます。そういうことによつて還流するということがない。また物につきましては、これもやはり品質等もありますし、規格等もありますから、これらの確認の方法は従来どおりやってまいりたい、こう考えております。

○芳賀委員 私の言つたのは、結局買い入れるということとは、それは売り渡しをする者の、たとえば国産糖にあつては、大体最低の採算というものは保証されるという価格でなければならぬと思うのです。今度売り渡しというものは、市場にそれを出した場合においても順調に消費できるという価格で、これは売り渡しをするわけですから、その場合、買い入れ措置によつて、最低のコストと

か利潤というものは、売り渡しをした製造業者が確保したのだから、今度は売り戻しを受けた分については、それを卸売りあるいは小売り段階に流す場合においても、やはりその一定の条件というものをつけて、その処分については不当あるいは超過な利潤というものは許さぬぞというような配慮というものは、これは国民経済的な立場から見て必要だと思ふのです。だんだんそれが基礎づけられれば、たとえば国内糖の卸売り価格とか、あるいは標準的な小売り価格というものをそういう形の中からだんだん固定化されるとか、方向づけができるということも期待されるのではないかと。全くもう売り戻しを受けたものはないというふうにして売つてもかまわぬということでは芸がないのじゃないかと思ふわけなんです。その点なんです。

○齋藤(誠)政府委員 買い戻しの価格がどのようになるかということに関連すると思ひます。買い入れ価格は、もちろん適正なコストで買い入れるということになるわけでありまして、法律ではこの売り戻しの価格を第二十四条で定めておられますが、この売り戻し価格につきましては、ちょうど輸入糖につきまして、一定の価格差を加えた価格で、売り戻しと同じようにその価格を一つの基準といたしまして、それに市価を参酌して定める、こういうことになっておるわけでありまして、したがひまして、大体市価というものが形成されておりますから、それ以上高く売るといふてもその価格は通らなくなるのでありまして、それから見合ひの価格でありますから、場合によつたら、市価よりも若干高い価格である場合も起こり得る

だらうと思ひます。そこで、その段階において価格の平準化をまず行なうというのがこの法案のたてまえでありますので、そういうことによつてだんだん価格が安定化しますれば、いわばその見合ひの小売り価格自身もだんだん平準化するのではなからうか。そういう方向で、今後われわれとしては消費者価格の形成につきまして指導してまい

るわけだからして、そういうものについては、やはり一定の条件を付して、適正に処理をされるようにしたらいんじゃないかということを申し上げたわけですが、この小売りマージンのあり方について、家庭のおいちゃんという立場からでもいいですが、お考えがあれば聞かしてもらいたい。

○芳賀委員 この際、大臣にお尋ねしますが、たとえば農林大臣としてでなくとも、一国民の赤城宗徳さんの立場で見た、この砂糖の卸価格と小売り価格というもののいわゆる販売面における価格差ですね。小売りマージンといふますか、その格差というものは、大体どのくらいが妥当であるというふうにお考えになっておりますか。これは外国等の例を見ると、大体卸価格の一〇%ないし一五%の範囲内がいよゆる小売りマージンということになっておるわけですね。たとえば卸価格が百円の場合、一〇%ということになれば、小売りは百十円、一五%の場合には百十五円ということに当然なるわけですね。現在においては、卸が毎日の新聞でもわかるように、九十円あるいは九十五円、小売りは最近はずつと百三十円の線を変化なしに維持しておるわけですね。そうすると、少なくとも一キロについて三十五円程度の卸と小売りの格差があるということになるわけですね。こういう点は、大臣が外国を回られても、そういう事例はないと思ふのです。ですから、この点が行政的にもう少し明快になれば――何か最近の一部の糖業者とか、あるいはそれに扇動されて悪意のない国民の一部からも、今度政府が出した砂糖法案は、消費者を犠牲にした糖価つり上げ法案であるといふような非難も出ておるわけですね。むしろ、解決は、この三十円、三十五円に及ぶ卸と小売りの価格差というものをどういうふうにして適正に圧縮するかということに、政府としてももう少し熱意を傾注する必要があるのではないかと思ふわけなんです。それで私、先ほど売り戻しをする砂糖について、国がその一部を負担して安売りをす

るわけだからして、そういうものについては、やはり一定の条件を付して、適正に処理をされるようにしたらいんじゃないかということを申し上げたわけですが、この小売りマージンのあり方について、家庭のおいちゃんという立場からでもいいですが、お考えがあれば聞かしてもらいたい。

○齋藤(誠)政府委員 次に、国産糖の原料であるてん菜あるいはサトウキビのいわゆる生産者価格、法律上は最低生産者価格であります。この条項が、いままでは甘味特別措置法の中に規定されておつたのが、今度の新しい法案を見ると、この部分、甘味法の二十条以下は、今度は新しい法案のほうに移動されておるわけですね。たとえば国産糖の買い入れ措置についても、今度は従来の甘味法と違つたたてまえで、政府が相当長期間に全量買い入れ、売り戻しをやるということになると、この原料価格の決定あるいは取引の方法等についても、当然こ

これは変化があらわれてこなければならぬと思うわけですが、この点だけは、新法に移しても、表現は全くそのとおりということになっておるわけですね。この点われわれとしては疑義を持つものですね。いままでは砂糖について必ずしも全量買い上げの規定がありませんでした。したがって、その原料であるてん菜あるいはサトウキビの生産者価格等についても、できるだけ政府買い入れをしないというたてまえの上に立って、それにはこの買い入れ価格を引き下げておこう、その原料となる生産者価格もできるだけ安くしておくという思想の上に立ってわけですが、今度は製品は全量買い上げをするわけですから、そうしなければ、その製品の原料である生産者価格等についても、そのきめ方は、従来と違った角度で検討する必要があるのではないかとこのように思いますが、その点は農林大臣としていかようにお考えですか。

○赤城国務大臣 ちよっと起案しました長官から説明します。

○齋藤誠政府委員 お話のように、あらゆる場合に全量買い入れで、しかも取引が一定であるというふうなことであります。最低生産者価格と取引価格と二本立てにしないというではないかという御意見も成り立つと思っておりますが、しかしながら、この法案におきましては、やはり安定上限価格、下限価格というものを設けて、コスト価格以上に市場価格が上がり得るという場合も想定いたしております。それから、現実におきましては、やはり精糖の買い入れ価格は標準価格で買入れるということにならざるを得ないわけでありまして、そうしますと、やはり会社そのものの支払い能力あるいは会社の生産に対する努力なり、つまり、企業としての自主的な努力部分というものが残されてしかるべきだ、そういう観点から、やはり取引価格というものがあってもいいではないかとこの考え方に立ちまして、一応法案としましては、従来の最低生産者価格の規定をそのまま改正法案に入れるということにいたしました次第でございます。

○芳賀委員 今度の制度は、全量買い上げということになると、その買い入れ、売り戻し、そういう行為の中において、それほど大きな余分な利幅というものは出てこないと思うのです。そうすれば、最低生産者価格と取引価格の二本立てでやるというふうな余剰というものはなくなると思うのです。それで、厳格に最低生産者価格からの積み上げ方式ということになれば、これは取引価格に弾力性を持たせると、製造業者の側の余力というものがあまりなくなってしまうのです。それは結局生産者に対する価格上のしわ寄せに当然なると思うわけですね。ですから、われわれとしては、この際、従来の慣例法に残してあるとすれば、まだ手のつけようがないかもしれないが、せつかく砂糖価格安定法の中に原料価格の規定も移行させるわけですから、その機会に、従来から論議されてきた生産者価格と取引価格二本立ての未解決の矛盾点を解決する必要があるんじゃないかと思っております。そう思われますか。

○齋藤誠政府委員 お話のように、工場の取引価格と企業の取引価格と、それから最低生産者価格との価値につきましても、全量全部事業団に売り渡さざるを得ないというふうな状況の場合におきましては、お話しのように、ゆとりはだんだん少なくなっていくというふうにも考えられます。しかし、法案としましては、必ずしも全量でなくて、コストよりも市場価格が高くなるということを当然予想いたしまして、安定上限価格というものを考えておるわけでありまして、したがって、お話しを聞いておきましては、当然企業としては、事業団に売るよりも、市場に売ったほうがよろしいという事態も、この法案の世界においては考えられるわけでございます。したがって、必ずしもこれをいま一体立てにする必要はない。ただ、お話しのように、だんだん狭まるだろうということも、全量買い入れをするような時代においては、そういうことも予想されるわけでありまして、それから法案としましては、取引価格というものは、法律案として、何も農林大臣の指示に基づいて

ゆる勧告によって取引されるものではなくして、生産者とそれから企業との間におきまして、協議の結果行なわれたものでありますから、これは別に法案上どうこうということとは必ずしも必要はない、こう考えております。

○芳賀委員 それは必要がないというんじゃないですか。政府としても必要は認めるが、なかなか直ちに必要に沿ったような改正はできないので苦慮しているというのじゃないですか。その点をはっきりさせなければいけません。必要がないというのと、認めるが、なかなかできないという場合と、違ふ時間があります。この点をお互い強調するのだいぶ時間がかかりますが、どうなんでしょうか。必要を全然認めないというのか、認めるが、いま直ちに困難な事情があるというのか。

○齋藤誠政府委員 私は、取引価格の道はやはり残しておいたほうがいいんじゃないか、現に生産者と企業の間において話し合いができませんから。ただ、勧告して指示するというような措置を発動するしかないかは、これはまた別問題でございます。しかし、ずっと将来も全量買い上げに事実上あるいは制度上もなるということになれば、私はそういうこともあるいは必要かと思いますが、いま申し上げましたように、コスト以上に市場価格が上がる場合もあるわけでありまして、いまの段階では、現状でもいいのではないかと、こう考えております。

○芳賀委員 それじゃ、この点は、今後非常に論争の残るところですから、大臣も記憶してもらいたいと思っております。

そこで、大臣にお尋ねしますが、この場合、最低生産者価格から積み上げて、政府の製品の買い入れ、売り戻しの問題ですけれども、実態はこれが長期的に続くということになれば、買い入れ価格と売り戻し価格との差額は国が負担するということになるけれども、これは実質的には、いま審議しておりますところの原料乳の保証価格の制度と大体同じだと思うのです。保証価格の場合には、買い入れ、売り戻しの差額を交付金の形で事前に生産者に渡す、それを控除した価格で実際の取引をやるということになるわけですから、国の負担があとになるか、先になるかというだけの相違だと思ふ。長期的にそうであるとすれば、もう一つの方法としては、牛乳方式と同じように、生産者に対しててん菜あるいはサトウキビの生産の量に対して、たとえばてん菜については、一トン当たり千円なら千円を交付金として交付する。その価格を控除した分が生産者、製造業者の実際の原料取引価格、その価格を基礎にして製品の価格算定をやった場合においては、おそらくその価格というものは国際相場と相当比肩すべき価格に接近してくると思うのです。そういう中で、いわゆる輸入糖と国産糖の企業上の努力とか政府としての改善すべき施策というものが講じやすくなるのじゃないかと思われるのです。これはいづれにしても方法論ですが、だから、政府案のこの道だけが唯一の方法であるということも考えられない。そうすれば、これはあるときには、全量買い上げ、売り戻しの必要がないということに当然なるわけですね。そうならば、明らかに国として一トン当たり千円ということになれば、これは百万トンで十億でしょう。てん菜糖、サトウキビを合わせて三百万トンにしても、三十億円の交付金を出せば、相当の効果があらわれるということになるわけですから、こういう点をいま直ちに法律をどうこうせたいというわけではないが、たとえ政府案についても相当の根拠があつておやりになるわけですが、これの比較すべき問題点としては、同じ農林省が牛乳の法案を出したとき、これからの価格政策のあり方としては、やはり諸外国の実例を見ても、牛乳の保証方式のような形が一歩前進した方式とも考えられるわけですから、農林大臣のこれに対するお考えを聞かしておいてもらいたい。

○赤城国務大臣 そういう考え方もあると思ひますが、従来もそういうやり方もやつておつたと思ひますが、国内産ビートにつきまして、瞬間タツチでなく、あるいは全量買い上げ、事実上の買い上

げというようなことで補助金を出すというようなことも、これはあり得ることでございます。ですから、だんだん国際的に考えまして、非常に金を出すいまの牛乳の不足払い等につきましても、国際関係でむずかしいことなども言っておりますが、これは国際的に話し合いは進みまして、やはり砂糖につきましても、国際商品であり、一面におきましては、国内では価格を安定水準におさめようというところもありまして、それとの見合いによりまして、瞬間タッチ制度をとるということになると、一貫して国内の甘味資源は瞬間タッチでやる、こういう一つの筋でやりましたけれども、いまのお話のようなことも考えられるわけでございます。なお検討をいたしてみますが、いまのたてまえとしましては、一つの輸入糖との関係もありまして、瞬間タッチによって生産費を補償してやる、それと同じような形でやたらどうかと思っております。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、これは現在の甘味法と並びに政府の砂糖法案についてですが、審議会の運営あるいは活用というふうなものについて、農林大臣としてどのようなお考えかというのを聞かしていただきたいわけですが、

実例をあげますと、いまの甘味法に基づく、原料であるてん菜あるいはサトウキビの価格決定についても、正式に審議会にそれをはかるとか、意見を聞くというところはやられていないわけですが、ことしもちょうど長期見通しの策定等の関係があったので、てん菜の生産者価格については、そのとき、各委員から意見が出たわけですが、この際、この点を明らかにしていただきたいと思うわけですが、たとえば最低生産者価格についても、三十九年度の大蔵省告示は六千四百五十円、今年度、四十年度のてん菜の最低生産者価格は、先般発表されたとおり、六千五百五十円と、これは一年に百円の値上がりになっていないのです。この点は、先般の委員会あるいは審議会のときもちょっとお尋ねしたわけですが、今年の価格をきめる場合、あらかじめ私のほうから指摘した問題としては、

昨年の甘味審議会における農林大臣の言明によりまして、今後の最低生産者価格をきめる場合においては、これは決定年の前年の原料の取引価格というものは漸次勘案要素として取り入れられるというところが明らかにしておるわけですが、これは疑点のないところですが、その点と、もう一つは、農業バリエーションの上昇というものは、これはごまかしようのない、明らかに上がっている点です。それから、昨年と本年の間における農業バリエーションの上昇による価格の引き上げということも必要になる点です。もう一つ、法律にもありますとおり、競合作物であるてん菜の場合には、バレイショの収益性とてん菜の収益性の比較ということについても、これは勘案するということになっておるわけですが、これを取り上げた場合においても、自家消費の面においてバレイショが相当てん菜よりも優位であるということが、先般明らかにしておるわけですが、したがって、昨年の六千四百五十円というものを当然基礎にするわけですが、その場合、大臣言明による決定年の前年度における取引価格による勘案、農業バリエーションの上昇、競合作物たるバレイショの収益性の接近という、この三つの点は、これはいづれも価格算定上プラスにならなければならぬ要素であるというようにわれわれ考えるわけですが、ところが、それを総合しても、前年よりも百円しか上がっていない。六千四百五十円がただ形式的に六千五百五十円になったのにすぎないというところを見ても、これは政府だけが独断できめる場合には、こういうことしかできないということが証明されておるわけですが、

そこで、お尋ねしたい点は、やはりこういう重要な生産者に対する原料価格の決定等については、当然政府が主体になっておさめになるのであるけれども、せっかく甘味資源審議会というものがあつて、法律に明記された事項あるいは、法律運用上の重要事項については、審議会に諮問し、あるいは意見を聞き、あるいは審議会は農林大臣に対して意見を述べることができる、調査審議すること

ができるということになっておるわけですから、この際、法律が甘味法の面においても相当大きく改正になって、肝心な最低生産者価格の関係は今度の法案の中に取り入れられておるわけですが、したがって、残った旧法といわれる甘味法の場合には、生産面の重要事項について審議会の意見を聞くことにならなければならないわけですが、大事な価格上の問題、あるいは今回の、新たに政府から出出したになった国産糖の合理化目標価格の決定、あるいは輸入糖による上限、下限価格等の決定の場合、あるいはまた、法律運用上重要な事項については、当然、この審議会というものは、従来の甘味審議会を活用する形をとるか、それが不当である場合には、新しい法案のほうに甘味法の審議会を設ける必要とすれば移して、総合的に重要な必要事項は審議会の意見を徴し、十分機能を活用して、ガラス張りの中で国民の各層の意見を反映させるということ、当然必要であるというふうに考えるわけでございますけれども、この点については、従来の運営上、われわれとしては不満とする点もあるわけでございますからして、大臣の御所見を明らかにしていただきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 甘味資源特別法による甘味資源の審議会だつたわけでございますが、このたびこの法律が通過いたしますならば、砂糖に関して、いろいろの問題をこの審議会にはからなくちゃならぬと思ひます。いまお話しのように、国内産糖の合理化目標価格及び輸入糖の安定上下限価格等をはかるのはもちろんでございますが、その他重要事項、こういうものがありますので、重要事項についても、甘味資源審議会の意見を聴取することといたしたいと考えております。同時に、出産面の問題、いまお話がありました最低生産者価格等につきましても、重要事項と考えておりますので、この甘味資源審議会というものをより一層活用するといひます。重要事項として、こういう最低生産者価格等につきましても、甘味資源審議会の意見を聴取する、こういうふうにいたしたいと思ひます。

思つております。○芳賀委員 大休大臣の御意思はわかつたわけでございますが、ただ政府案によりますと、第三条の第五項に「農林大臣は安定上下限価格等を定めようとするときは、政令で定めるところにより、砂糖又はぶどう糖の製造、販売、輸入又は消費に關し學識経験を有する者の意見をきかなければならない」といふのは法律の明定事項としてこういうふうな人物の意見を聞かなければならぬということになっておるわけですから、こういうものに必要を感じになる場合においては、当然、正式な甘味資源審議会というものはある。あるいは必要であれば、砂糖価格審議会というものを新設して、そこで十分政府の意見を示して、意見を求めるとか、あるいは審議会が調査審議して適正な意見を農林大臣に建議するということにしたほうが、これは当然のことでもあるし、国民の立場から見ても、そのほうがいかにもガラス張りの中で熱意を持ってやっておるということが明らかになるわけですが、ただ、大臣の御言明を明確にする場合には、若干の法律上の修正措置は必要と思ひます。この点は、政府側と委員会においてもよくお話し合いをして、必要な部分は若干の手直しをして、残余は、その法律修正と合わせて重要事項という中に、大臣の御発言のあつたような必要な事項については、これを政府側において明らかにするということ、審議の過程で明らかにしていただくとか、お察しがついてから、いやそうではなかったとか、考え違ひということでは、他日不信感を増すばかりになるわけですから、その点の配慮はもう一度明確にしたいと思ひます。

○赤城國務大臣 確かに三条の五項には「安定上下限価格等を定めようとするときは、政令で定めるところにより、砂糖又はぶどう糖の製造、販売、輸入又は消費に關し學識経験を有する者の意見をきかなければならない」といふのは必ずやらなければならない規定になっております。であるから、これだけで済みますかといふなら、私はそうであるべきでないと思ひます。先ほど御答弁申し上げました

ように、国内産糖合理化目標価格とか安定上下限価格、その他重要事項というものも含めて、やはり甘味資源審議会の意見を聴取することが必要であるというふうに私は思いますので、これは必ずそうしたいと思いますが、学識経験者の意見も聞かなくちゃなりませんが、同時に、甘味資源審議会の意見を聴取することにはいたしたいと思ひます。

○芳賀委員 大臣のお考え大体わかりました。ですから整理すると、従来の甘味法にある規定は、生産面の計画とか見通しとか、そういうものは甘味法で明らかにしておるから、これはわかるわけですが、ただ甘味法から今度は新しい砂糖法案に移した、特に最低生産者価格の決定とか、今度の新しい法律にあるいわゆる安定上限、下限価格の決定であるとか、それから国産糖のいわゆる合理化目標価格、これらに關係する価格面の問題、あるいは法律の運営上、目的を進める場合にどうしても必要な重要と認められる事項等については、これは審議会の意見を聞くということを具体的ににする、そういうことと承知して差しつかえないわけですね。

○赤城國務大臣 法律を修正するかしないかは別といたしまして、法律に書いてありますことは、学識経験者の意見を聞かなくちゃならないということでございますが、砂糖法案に移行する面がいまお話しのように相当あります。でありますので、甘味資源審議会の意見を聴取するのが、生産面におきましては最低価格、また砂糖面におきましては国内合理化目標価格あるいは上下限価格その他重要事項ということで、できるだけ甘味資源審議会の意見を聴取することに約束するといひますか、約束してもけっこうであります。

○芳賀委員 きょうは大臣はいつもにたく明快にお答えになった点もあるわけですし、以上で本日の質問を終わります。

○谷垣委員長代理 これにて内閣提出の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案、砂糖の価格安定等に関する法律案及び沖繩産糖の政府買入れに關

する特別措置法の一部を改正する法律案の各案に對する質疑は終局いたしました。

次会は來たる十七日月曜日開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後五時十九分散會。

昭和四十年五月二十四日印刷

昭和四十年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局